ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020 1 JANUARY

2020年経済・金融の展望

●2020年の国内経済金融の展望

●低金利下での個人向け貸出の在り方

●森林環境譲与税の執行環境に関する速報と地域差分析の試み

農林中央金庫

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

2020年代の扉を開けて

様々な出来事があった2010年代が終わり、新しく2020年代が幕を開けた。

いまから10年前、世界の政治経済は、08年のリーマン・ショックに端を発する金融危機の激震さめやらぬなか10年代の始まりを迎えた。「100年に一度」と称された世界的な金融不安は実体経済に深刻な影響を与え、当時世界のGDPの過半を占めていた先進国がそろって景気後退に陥るなか09年の世界全体の実質GDPは第二次世界大戦後初めてマイナス成長に落ち込んでいた。この経済危機から立ち直るため、G7（先進国首脳会議）に新興国を加えたG20首脳会合が08年11月に初めて開催され、金融システムを安定させるため必要なあらゆる措置を取ることが確認された。これに基づき各国が相次いで金融緩和を進めるとともに財政を出動させたが、なかでも中国は群を抜く大規模な経済対策を行い世界経済の新たなけん引役を担うことになった。

それから早10年の月日が流れ去った。この間、世界全体の実質GDPは平均3.8%の成長をおおむね安定的に続けてきた。その意味において、世界経済は08年のG20で企図した回復を実現できたと言ってよいかもしれない。しかし、非常手段とも言うべき金融緩和と財政出動を行って経済の回復・成長を優先したことで新たな問題が発生し、時の経過とともに問題が深刻化して20年代に先送りされたことも見逃せない事実であろう。

一つは、行き過ぎた金融緩和の弊害である。先進各国の中央銀行が相次いで踏み込んだ量的緩和等の「非伝統的金融政策」は、金融システムを回復させるためのカンフル剤としての効果はあったが、これが長期化したことで世界的に異常な超低金利状態となり、金融機関や年金・保険の経営へのダメージを通じて金融仲介機能に悪影響を及ぼし始めている。日本でも一部のメガバンクで個人預金口座から管理手数料を取る検討が始まったが、これは国民生活が「マイナス金利」にさらされることにほかならない。さらに、度重なる財政出動と中央銀行による国債大量買入れが表裏一体となって、各国の財政規律を弛緩させていることも将来の大きな禍根と言わざるを得ない。

より大きな問題は、景気対策を最優先する政治が続いてきたなかでの環境対策なかんずく地球温暖化対策の立ち後れである。15年のCOP21で世界196か国による「パリ協定」が採択され、産業革命以降の気温上昇を1.5℃未満に抑えるための20年以降の目標が定められたが、当時の予想を超えて加速度的に進む地球温暖化は世界中で異常気象と災害を引き起こし始めており、目標の見直しと実行が喫緊の課題となっている。

20年代は、こうした10年代から先送りされた問題を解決し、持続可能な世界を再構築していくことが人類に求められている。しかし、その先頭に立つべき大国は、自国第一主義を掲げるトランプ政権の米国と巨大化した中国およびロシアが覇権を争う「新冷戦」状態が現出してリーダーシップを発揮できず、日本も依然として異次元の金融緩和と借金財政に頼って景気浮揚を最優先する政治から脱皮できない。

欧州では、このような現状に業を煮やした若者たちが立ち上がって政治への働きかけを強め、EUや国連の政策に影響力を及ぼし始めている。この新しい動きは、いずれ大きなうねりとなって米国そして日本にも波及し、2020年代の政治と経済の方向性を変えていく原動力になると予想される。

（（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務　柳田　茂・やなぎだ　しげる）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第73巻　第1号〈通巻887号〉

目　次

今月のテーマ

2020年経済・金融の展望

今月の窓

2020年代の扉を開けて

（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務　柳田　茂

年度下期の景気に要警戒

2020年の国内経済金融の展望

南　武志 —— 2

低金利下での個人向け貸出の在り方

宮田夏希 —— 18

森林環境譲与税の執行環境に関する速報と地域差分析の試み

多田忠義 —— 33

情勢

後期高齢者医療費の削減に貢献する現役農業者群

早稲田大学政治経済学術院 名誉教授・日本農業経営大学校 校長　堀口健治
早稲田大学社会科学総合学術院 教授　弦間正彦
早稲田大学地域・地域間研究機構 招聘研究員　軍司聖詞 —— 54

談話室

協同組合銀行の社会的価値、顧客との近接性について
——パリ第一大学ソルボンヌ・ビジネススクール学長ラマルク教授の問題提起——

（株）農林中金総合研究所 代表取締役社長　齋藤真一 —— 16

統計資料 —— 60

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

2020年の国内経済金融の展望

――年度下期の景気に要警戒――

主席研究員　南　武志

〔要　　旨〕

2018年４月以降、米中貿易摩擦が徐々に激化していくなか、世界経済・貿易も減速傾向をたどり、製造業を中心に経済活動の停滞が続いた。一方で、人手不足が強い非製造業では省力化・省人化に向けた設備投資が堅調で、19年度上期の国内経済は景気悪化をあまり実感せず推移した。しかし、10月の消費税率引上げは、消費平準化を促す政府の消費税対策にもかかわらず、駆け込み需要とその反動減を発生させている。世界的な半導体需要の持ち直しもあり、世界経済・貿易の悪化には徐々に歯止めがかかっていくとみられ、20年度上期には景気が一旦持ち直すと予想される。しかし、大イベントが終了する20年度下期以降の国内景気には注意が必要だ。

また、19年夏以降、欧米の中央銀行が予防的な金融緩和に踏み切るなか、日本銀行も追加緩和に前向きな姿勢をみせている。円高が進行する場面ではマイナス金利の深掘りに踏み切るとの見方が強いが、一方で長期金利の過度な低下は回避したい意向とみられるため、その動向に注目が集まる。

目　次

はじめに
――平成の経済を振り返る――
1　世界経済の動向
(1)　下振れリスクを高めた米中貿易摩擦
(2)　減速が続く世界経済・貿易
2　内外の金融財政政策
(1)　中断された欧米中銀の政策正常化
(2)　日本銀行は追加緩和に前向き
(3)　内外で高まる財政政策への期待
(4)　３年ぶりの経済対策を策定した日本
3　国内経済の現状と展望
(1)　2019年10月に消費税率引上げ
(2)　国内景気にともる「赤信号」
(3)　景気は2020年度央にかけて一旦持ち直し
(4)　鈍い物価上昇圧力
(5)　長短金利は一時的に低下する場面も
おわりに
――「税率10%」後の消費税の行方――

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに
――平成の経済を振り返る――

30年以上続いた「平成」は、202年ぶりとなった天皇の譲位によって４月30日で幕を閉じ、翌５月１日には皇太子だった徳仁親王が新しい天皇に即位されるとともに新元号「令和」へ改元されるなど、2019年は日本にとって新たな時代の幕開けとなる１年であった。元号は古代中国の前漢（紀元前206年～８年）の第７代皇帝の武帝（在位：前141年～前87年）が定めた「建元」を発祥とする東アジア独特の紀年法であるが、今や日本にしかない、世界でも極めて貴重なものである。とはいえ、年の呼び方に元号（和暦）と西暦の２つあることに煩わしさを感じる日本人は少なくなく、非効率との指摘があることは否定できない。しかし、日本の歴史を振り返る際に和暦を使うことはそれなりの意味があると思われる。そういう意味で、まずは平成の日本経済について簡単に振り返っておきたい（第１表）。

平成の前の「昭和」は、恐慌や戦争が繰

第１表　平成期の内外経済の推移

	単位	89年（平成元年）	99（11）	09（21）	19（令和元）
世界GDP	89年＝100	100（100.0）	164（100.0）	302（100.0）	433（100.0）
先進国	89年＝100	100（81.7）	161（80.3）	254（68.6）	317（59.8）
うち日本	89年＝100	100（15.3）	149（13.9）	171（8.7）	169（6.0）
米国	89年＝100	100（28.2）	171（29.4）	256（23.9）	380（24.8）
新興・資源国	89年＝100	100（18.3）	176（19.7）	518（31.4）	953（40.2）
うち中国	89年＝100	100（2.3）	238（3.3）	1,111（8.5）	3,067（16.3）
日本経済					
1人当たりGDP	89年＝100	100	120	112	129
家計貯蓄率	%	14.1	10.5	4.4	3.3
物価水準	89年＝100	100	113	110	116
失業率	%	2.3	4.7	5.1	2.4
人口	89年＝100	100	103	104	102
合成特殊出生率	%	1.57	1.34	1.37	1.42
高齢化率	%	11.6	16.7	22.7	28.4
経常収支（GDP比）	%	2.1	2.5	2.8	3.3
一般政府財政収支（GDP比）	%	1.3	△6.9	△10.2	△3.0
日本銀行・総資産	89年＝100	100	247	272	1,276
長期債務残高（国・地方計、GDP比、年度末）	%	61	118	167	198
無担保コールレート	%	5.12	0.06	0.11	△0.05
10年物国債利回り	%	5.24	1.74	1.34	△0.11
日経平均株価	円	38,915	18,934	10,546	23,430

資料　国際通貨基金、内閣府、財務省、厚生労働省、総務省統計局、日本経済新聞社の統計を基に、筆者作成
（注）１　世界GDPは全体・地域・国すべて米ドル建て、括弧内は世界全体に対するシェア。
　　２　19年の数値は直近データ、もしくはそれを基にした推計値。
　　３　高齢化率の直近データは18年。金利データは平均値、株価は末値（19年は直近データまで）。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

り返された20年を経て、焼け野原からの復興を果たし、経済大国化していった時代であった。平成経済の初期には、順調にみえた昭和終盤に蓄積されたひずみが顕在化し、その対応に追われた。中盤にかけては金融危機に襲われ、経済が停滞するなど閉塞感にさいなまれたが、「右上がり」であることが当然だった時代からの転換が迫られたといえる。また、「100年に一度」と評された世界金融危機後に発足した民主党政権下では政策の空白などによって異常な円高状態となり、輸出製造業の空洞化や衰退を加速させるなど、「失われた20年」になってしまったが、終盤は安倍首相の再登板によるアベノミクスの始動で雇用の安定化などがようやく果たされ、15年度（平成27年度）には名目国内総生産（GDP）は８年ぶりに過去最高を更新するなど、ようやく経済の正常化に向けて動き始めた。

平成初期と平成末期で大きく変わったのは、世界経済に占める日本経済の大きさであろう。1989年には15.3％だった日本経済のシェアは、19年には6.0％まで低下する見込みである。経済停滞とデフレによって、日本のGDPは30年で1.7倍弱にしか膨らまなかったのに対し、世界のGDPは4.3倍となったことが背景にある。特に、平成においては中国経済の躍進が目覚ましく、GDP規模は30.7倍となり、89年に2.3％だった世界経済に占めるシェアは19年には16.3％（以上、米ドル換算ベースで比較）まで上昇した。もちろん、中国以外の新興・資源国経済も30年で9.5倍に、シェアも40％となるなど、もはや新興・資源国経済の動向は軽視できなくなっている。

また、国内経済については少子高齢化が進行し、人口が減少し始めた。89年の「1.57ショック」を機に、将来的な人口減少が強く意識されたが、合計特殊出生率が人口置換水準である２強の水準を割った状態が続けば、いずれ人口が減少するのは自明であった。日本は74年以降、そうした状態となっていたが、15年間も放置されたうえ、その後も少子化対策、高齢化対策は後手に回り、成果もあまり上がっていない。

平成初頭にはバブル経済の最盛期を迎えたが、昭和終盤にかけての経済政策運営がその形成に一役買ったことは明白である。さらに、その後のバブル崩壊を遠因として金融危機が発生したが、「いずれ景気が回復すれば元に戻る」という根拠なき楽観が問題を拡大させたことは否めない。それに対処するために財政赤字が拡大、最近では不足する社会保障財源への国費投入もあり、政府債務は世界でも有数な水準となっている。また、金融政策は現在のアベノミクスによって大胆な緩和策がとられたことで、日本銀行の総資産規模は12.8倍に拡大、代表的な長短金利の指標は平成初頭には全く想像しなかったマイナス状態となっている。

当然ながら、現在のようなフルスロットル状態の金融財政政策はいつまでも続けることはできない。経済・物価の正常化が達成された暁には政策運営も元に戻す作業が必要であるが、果たしてそれはいつになるのだろうか。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

1　世界経済の動向

(1)　下振れリスクを高めた米中貿易摩擦

就任前から米国第一主義を標榜し、“Buy American and Hire American（米国製品を買い、米国人を雇おう）”と主張してきたトランプ米大統領は18年以降、保護主義色の濃い通商政策に傾斜をかけ始めた。国家安全保障面への懸念から鉄鋼・アルミニウムへの追加関税を発表したのに続き、巨額な対米貿易黒字を発生させている中国に対して、知的財産権への侵害などを理由に中国製品への追加関税を課してきた。11月末時点で、産業機械、電子部品、プラスチック製品、集積回路、食料品、家具など2,500億ドル相当に25％の追加関税を課している。さらに、第４弾として携帯電話やノートパソコンなど残りの3,000億ドル相当に対して最大25％の追加関税を課す構えをみせてきた。

これに対して中国も大豆等の農産物や水産品、自動車、化学製品、医療設備、エネルギー製品など500億ドルの米国製品に対して25％の追加関税を課したほか、600億ドル相当の液化天然ガス、食料品・飲料、電気製品、自動車部品などに対しても５～25％の追加関税を課すなど、対抗措置を講じている。

米中両国は19年秋以降、「第１段階」の部分合意に向けた通商協議を断続的に行っているが、農産物輸入の数値目標や知的財産権の保護などを巡り、依然隔たりがある模様で、交渉は難航している。しかし、20年は４年ごとに行われる米大統領選の年でもあり、このまま中国との経済戦争を続ければ、底堅く推移してきた米国経済にも下押し圧力が高まり、再選が危うくなる事態も想定される。それゆえ、20年には一旦「停戦」することも考えられるが、覇権争いという側面もあるだけに、中長期的に楽観するのは禁物であろう。なお、国際通貨基金（IMF）では、米中貿易摩擦によって最も悪影響を受ける中国経済は20年のGDP水準を18年以降３年間の累積で2.0％、米国経済は同じく0.6％、世界全体では同じく0.8％それぞれ引き下げるとの推計結果を示している。

(2)　減速が続く世界経済・貿易

このように徐々に激しさを増す米中摩擦によって先行き不透明感が強まるなか、19年を通じて世界経済・貿易の減速が続いた（第１図）。19年10月に公表されたIMF世界経済見通しによれば、19年の世界経済の成長率見通しは3.0％であるが、18年10月から５回連続で下方修正されるなど、成長持ち直し時期は後ずれしてきた。この3.0％とい

第1図　世界貿易数量の推移

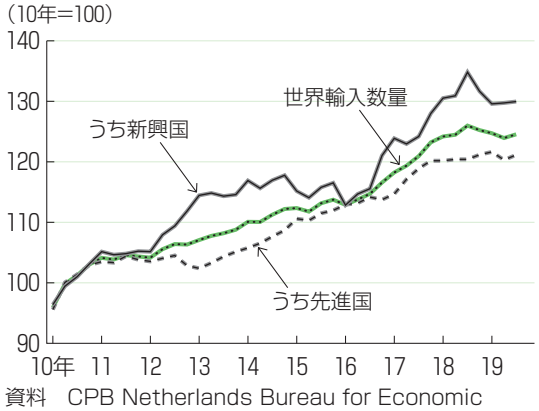

資料　CPB Netherlands Bureau for Economic Policy Analysis

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

う数字は、リーマン・ショック後の世界金融危機以降では最低である。さらに、19年の世界貿易数量も前年比1.1％へ下方修正され、世界全体の成長率を下回るスロートレード現象が起きた16年の同2.3％を大きく下回る見込みである。なお、20年は3.4％成長と、新興国を中心に持ち直す見通しであるが、２大国の米中経済とも成長減速が見込まれることもあり、不透明感が強いことは否めない。

実際、世界貿易機関（WTO）が公表する財貿易バロメーターからは世界貿易数量の趨勢（すうせい）に関する情報が確認できるが、10～12月期もまた過去のトレンドを下回るなど、持ち直しの動きが遅れている。加えて、経済協力開発機構（OECD）の景気先行指数（CLIs）からも、先進国を中心に景気の勢いが乏しい状態がしばらく続く可能性が高いことが示唆される。

とはいえ、悲観的な材料ばかりというわけでもない。上述したように、20年は米中経済戦争が「一時停戦」する可能性があるほか、世界的な半導体サイクルの底入れもみられている（第２図）。５Ｇ（第５世代移動通信システム）の稼働が本格化していることもあり、アジア向けを中心に半導体など電子部品の売上げが底入れしており、日本からの輸出も既に増加に転じている。勢いは乏しいものにならざるを得ないだろうが、世界経済全体の底入れ、持ち直し自体はみられるものと思われる。

簡単に主要国・地域の景気動向をみると、米国では良好な雇用環境を背景に消費は増

第2図　世界半導体売上げの推移

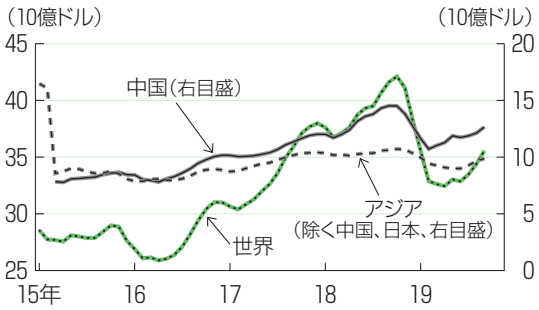

資料　米半導体工業会（SIA）

加基調をたどっている。ただし、潜在GDPを上回った状態からのソフトランディングが続くなど、20年は成長鈍化が見込まれるが、これまでの３回の利下げ効果や財政支出の拡大などにより、小幅な減速にとどまるだろう。

一方、欧州経済は、世界経済の減速の影響を受けて、ドイツを中心に成長鈍化がみられた。それでも、雇用環境は底堅く、消費が下支えしていることから、20年は下げ止まりがみられると思われる。

最後に、中国経済は米中貿易摩擦の影響を受けて、輸出・設備投資が弱含んでいるほか、消費も鈍く、19年７～９月期の成長率は、四半期データが遡及可能な92年以降で最低となる6.0％へ鈍化した。景気下支えに向けて財政金融政策が発動されているが、力不足の感は否めず、20年も停滞感が残るだろう。

2　内外の金融財政政策

(1)　中断された欧米中銀の政策正常化

19年に入り、物価上昇圧力が再び鈍って

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

いるうえ、米中摩擦の激化など世界経済の下振れリスクが急速に高まっていることへの警戒から、これまで政策の正常化を進めてきた欧米の中央銀行では、19年央以降、再び金融緩和に方向転換した。

口火を切ったのは米連邦準備制度（Fed）で、トランプ米大統領が再三にわたって口先介入するなか、７月に連邦公開市場委員会（FOMC）で政策金利（FFレート誘導目標）を08年12月以来、10年半ぶりに引き下げた。成長率や雇用をみる限り、足元の米国経済は依然しっかりしていると評価されるが、米中摩擦や世界経済の減速に伴う下振れリスクに対する予防的な措置と位置付けられた。さらに、17年10月から開始した保有資産の規模縮小も、予定よりも２か月前倒しで終了することも決定した。その後もFOMCは９月、10月と、連続で利下げを実施している（第３図）。さらに、10月からは月600億ドルのペースでの短期国債買入れを開始した。少なくとも20年４～６月期まで続ける方針で、Fedのバランスシートは資産圧縮開始前の水準（約４兆5,000億ドル）近くまで戻る見込みである。

また、18年末で量的緩和を終了した欧州中央銀行（ECB）でも、昨今のユーロ圏経済・物価の低調さを受け、９月の理事会において利下げ（３つある政策金利のうち、預金ファシリティ金利を△0.4％から△0.5％へ引下げ）や量的緩和の再開（11月から月額200億ユーロの債券買入れを実施）など包括的な金融緩和策の導入を決定した。

なお、Fed、ECBとも、しばらくは政策浸透の効果を見極める見通しであり、当面は政策変更しないと思われる。ラガルド新総裁が就任したECBでは、ドラギ前総裁が半ば強行した資産買入れ再開などを巡り意見対立があったことから、透明性を高める新たな政策運営ルールの検討を行っていると報じられているほか、マイナス金利に対しても否定的な見解が浮上している。

一方、Fedでは理事会のクラリダ副議長を中心に、現行の「柔軟なインフレ目標政策」に代わる新たな政策運営の枠組みを検討しており、20年前半にもその作業が終わる予定である。新たな枠組みとしては「インフレ埋め合わせ戦略」（「物価水準目標」や「平均インフレ率目標」とほぼ同じ枠組み）と呼ばれるものが有力であり、例えば、期間中に目標とするインフレ率を達成できなかった場合、その後の一定期間は目標を上回ることを容認するものである。仮に枠組み変更が決定されると、現状の２％に届かない物価情勢

第3図　再び緩和に向かう米国金融政策

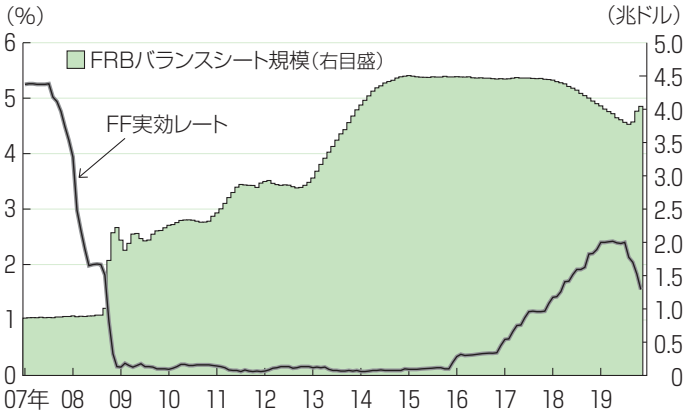

資料　米連邦準備制度

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の下では２％超の上昇を促すべく、緩和的な金融政策が長期化する可能性が示唆される。

(2)　日本銀行は追加緩和に前向き

日銀は、16年９月の金融政策決定会合において、同年２月から導入したマイナス金利政策がもたらした過度の長期金利低下とイールドカーブのフラット化の副作用を緩和するため、長期金利の操作目標（10年金利で０％）を新たに付け加えて以降、現在に至るまで「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を実施してきた（第２表）。

しかし、18年度下期以降、世界経済・貿易が減速に転じ、物価上昇率も徐々に鈍化し始めた。そのため、19年４月には政策金利のフォワード・ガイダンスを明確化（現在の極めて低い長短金利の水準を維持すると想定する期間を「少なくとも20年春頃まで」と修正）したほか、19年７月には高まる世界経済の下振れリスクに対して予防的な緩和強化の可能性を示唆するなど、最近に至るまで追加緩和に対して前向きな姿勢を表明し続けている。さらに、19年10月の金融政策決定会合では、政策金利のフォワード・ガイダンスを「『物価安定の目標』に向けたモメンタムが損なわれる惧れに注意が必要な間、現在の長短金利の水準、または、それを下回る水準で推移することを想定」に修正し、時限的な利下げの可能性を示唆した。実際に世界的にリスクオフが強まるなかで円高が進行し、景気悪化や物価下落圧力が高まることが見込まれる場面では、追加緩和に踏み切る可能性があるだろう。

問題は「次の一手」は何か、であるが、日銀はかねてから追加緩和のオプションとして、①短期政策金利の引下げ、②長期金利操作目標の引下げ、③資産買入れの拡大、④マネタリーベースの拡大ペースの加速、の４つの手段を挙げ、それらの組合せや応用などでいろいろな選択ができ、かつ緩和余地も十分あるとの考えを示してきた。一方、最近の日銀は長期金利の過度な低下を抑制すべく、国債買入れオペを調整（短期

第2表　日本銀行の資産買入れ方針とバランスシートの見通し

（単位　兆円）

		12年末	13	14	15	16	17	18	19年11月末	今後の年間増加ペース
マネタリーベース		**138**	**202**	**276**	**356**	**437**	**480**	**504**	**517**	拡大方針
バランスシート項目の内訳	長期国債	89	142	202	282	361	419	456	479	+約80兆円をめど
	CP等	2.1	2.2	2.2	2.2	2.3	2.2	2.0	2.2	残高維持
	社債等	2.9	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.3	残高維持
	ETF	1.5	2.5	3.8	6.9	11.1	17.2	23.5	27.9	+約6兆円
	JREIT	0.11	0.14	0.18	0.27	0.36	0.45	0.50	0.54	+約900億円
	貸出支援基金	3.3	9	24	30	41	50	47	49	-
	その他とも資産計	**158**	**224**	**300**	**383**	**476**	**521**	**552**	**579**	
	銀行券	87	90	93	98	102	107	110	108	
	当座預金	47	107	178	253	330	368	389	405	
	その他とも負債･純資産計	**158**	**224**	**300**	**383**	**476**	**521**	**552**	**579**	

資料　日本銀行
（注）　19年11月末の長期国債、ETF、JREIT保有額は18年11月末からそれぞれ20兆円、5.0兆円、427億円の増加。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ゾーンを増額、中～超長期ゾーンを減額）しているうえ、10月には長期国債保有残高の増加ペースを年間20兆円（めどは80兆円）まで鈍化させるなど、上記の②、④に対しては慎重な姿勢もみえなくもない。

それゆえ、「次の一手」はマイナス金利の深掘りが有力視されている。しかし、同時に地域金融機関の経営体力の一層の低下につながりかねず、将来的に金融システムを不安定化させかねないといった懸念も根強い。マイナス金利の深掘りを決断する際には、そうした副作用を軽減する施策も含めた対応も議論されると思われる。ちなみに、政府の経済対策の策定に伴い、国債が追加発行される可能性が高まっているが、それに歩調を合わせれば長期国債の買入れ額を多少増やすことも可能であろう。もちろん、その際にはあくまで経済・物価対策であって、財政ファイナンスではないことを丁寧に説明する必要もある。

(3)　内外で高まる財政政策への期待

前述のとおり、欧米での金融政策の正常化の動きは中断されており、目下の景気下振れリスクに対して、まずは金融政策が対応するということとなった。しかし、総じて低金利状態が長期化し、中央銀行のバランスシートも拡大したままという状態で、追加的に金融緩和をしたところで、おのずとその効果は限定的なものとならざるを得ないなど、金融政策の限界が意識されている。そのため、先進国・地域では財政政策への期待感が高まっている。特に、ECB内からはドイツなど財政余力のある加盟国の財政出動を求める意見も出ている。

国内でも、経済財政諮問会議では財政政策の活用が指摘されている。低金利によって財政コストが抑えられていることから、従来の方針どおり、長期的な生産性向上に効果がある公共投資に加え、短期的な景気変動に効果がある、即効性の高い政策が必要であるほか、さらに、建設国債の使途の縛りを見直し、日本の供給能力を高める投資に向けるべきとの意見も出されている。

(4)　3年ぶりの経済対策を策定した日本

政府は、足元の景気情勢について「輸出を中心に弱さが長引いている」としつつも、「緩やかに回復している」（19年11月の月例経済報告）との基調判断を18年１月から続けている。しかし、多発した台風など自然災害からの復旧・復興、米中摩擦など海外発の下振れリスクへの対応、さらには2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の経済活力維持を目的に、19年12月に３年ぶりの経済対策を取りまとめた。事業規模は26.0兆円（うち財政措置13.2兆円）で、前回16年（事業規模28.0兆円、うち財政措置13.5兆円）に迫る大きさとなっている。このうち国・地方の歳出増は9.4兆円（うち国は7.6兆円）で、19年度補正予算案に4.3兆円、予備費に0.1兆円追加、20年度当初予算の臨時・特別の措置に1.8兆円、それぞれ計上する予定だ。また、財政投融資の追加も3.8兆円盛り込まれたが、地域経済の疲弊やマイナス金利政策などでただでさえ経営環境が厳

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

しい地方金融機関にとっては逆効果である。

なお、20年度予算案については概算要求・要望額が105兆円となっているが、消費税対策として臨時・特別の措置が加わることが既定路線である。また、経済対策を盛り込んだ補正予算とセットで「15か月予算」として一体運用される方針が示されるなど、19年度に続き、20年度も拡張的な財政運営になるとみられる。

3　国内経済の現状と展望

(1)　2019年10月に消費税率引上げ

消費税率10％への引上げは、15年10月、17年４月と２度の先送りと軽減税率の導入を経て、10月１日に予定どおり実施された。消費税率の引上げは家計可処分所得を目減りさせ、景気への下押し圧力が発生するほか、税率引上げ前後の景気変動が大きくなると考えられる。実際、前回14年４月の８％への税率引上げに際しては、同時に年金保険料の引上げ、年金給付額の改定も行われたため、全体で８兆円の国民負担が発生した。また、日銀の「量的・質的金融緩和」が奏功し、予想物価上昇率が徐々に高まるなか、税率引上げ直前には駆け込み需要が大掛かりに発生した。14年１～３月期の民間消費は前期比2.0％と大幅に増加したが、４～６月期には同△4.8％と大きな反動減が発生し、成長促進とデフレ脱却をめざすアベノミクスに冷や水を浴びせた。ちなみに、現在に至るまで民間消費は14年１～３月期の水準を割り込んだままである。

今回の税率10％への引上げ影響については、まだ十分なデータが出そろっていないが、政府が消費平準化を促していたにもかかわらず、消費関連統計からは９月に駆け込み需要が発生し、10月にその反動減が発生したことが確認できる。例えば、商業動態統計・小売業販売額指数は９月が前年比9.2％と２か月連続で上昇した後、10月は同△7.0％と大幅減となった（前月比では９月は7.2％、10月は△14.2％）。引き上げられた税率の違い（前回は３ポイント、今回は２ポイントであるうえに、軽減税率も導入）、13年度末と現在とで消費者の物価観に違いがあること、さらに10月に襲来した台風19号の影響もあり、一概に比較はできないが、10月以降の消費が落ち込んでいることは確かである。

(2)　国内景気にともる「赤信号」

さて、国内経済全般に目を転じると、世界経済・貿易の減速により、日本の輸出は減少傾向が続いており、鉱工業生産も17年12月をピークに頭打ち状態が２年近くも続いている。また、財務省「法人企業統計季報」によると、全規模・全産業（除く金融業・保険業）の経常利益は18年４～６月期にピークを付け、その後は頭打ち気味に推移している。代表的なビジネスサーベイである日銀短観からも、大企業製造業の業況判断DI（「良い」－「悪い」、％）は統計開始以来最長となる26期連続での「良い」超であるが、DIの値自体は17年12月調査（26）をピークに低下傾向にあり、直近の19年９月

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

は５だったほか、中堅・中小企業を含めた製造業全体では△１と、24期ぶりの「悪い」超となっている。

過去の経験から、国内景気の循環的側面においては、輸出・生産など製造業の経済活動が重視されてきたことから、既に景気は後退しているとの見方も一部にみられる。実際、景気動向指数のCI一致指数をみると、鉱工業生産と同様、17年12月に直近ピーク（105.2）を付けた後は趨勢的に低下しており、19年10月は94.8と、アベノミクスが始動した直後の水準まで悪化している（第４図）。これに基づく基調判断は３か月連続での「悪化」であり、既に景気後退が始まっている可能性が示唆されている。

一方、政府・日銀の景気の現状判断は「緩やかな回復、もしくは拡大」であり、かれこれ７年近くにわたって景気拡張期が続いているとの立場を崩していない。この背景には、非製造業で人手不足状態が強いため、製造業の軟調さが全般的な雇用情勢の悪化に波及しにくくなっているほか、省人化・省力化ニーズの高まりによって設備投資も底堅く推移していることがある。なお、消費税率引上げを控えた駆け込み需要が発生したこともあり、19年９月の第３次産業活動指数は前月比2.3％と大幅に上昇し、過去最高を更新した。

また、実質GDPをみると、19年７～９月期のGDP成長率は前期比年率1.8％と４四半期連続のプラスで、19年入り後は年率２％

第4図　生産・輸出の動向

資料　内閣府、経済産業省、日本銀行の資料より作成

第5図　経済成長率と主要項目別寄与度（年率換算）

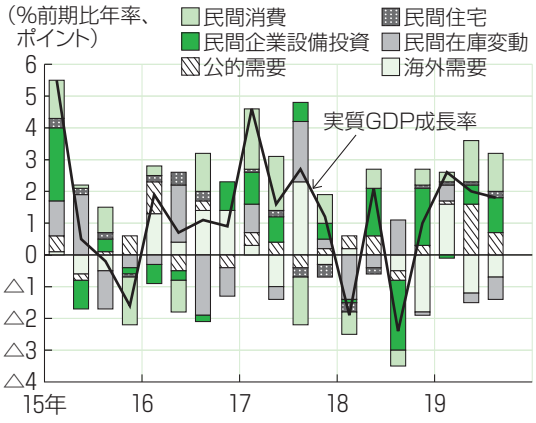

資料　内閣府経済社会総合研究所

前後の堅調な伸びを続けた（第５図）。世界経済の減速や貿易の収縮を受けて輸出の減少傾向が続いているほか、民間在庫の取り崩しがみられたものの、消費税率引上げを控えて民間消費や民間企業設備投資が堅調だったほか、公的需要も増加したことが背景にある。

しかし、「経済の体温」ともいえる物価をみると、過去１年を通じて上昇率は鈍化傾向にある。18年度半ばに比べて円高や原油安となっており、エネルギーや輸入消費財

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

に下落圧力があるほか、消費も緩やかな増加ペースにとどまっていることがその背景にあると考えられる。

一方、雇用環境については総じて人手不足の状態が続いており、少子高齢化が進行するなか、女性や高齢者の労働参加率が高まっている。しかし、最近では景気鈍化を受けて求人数が減少に転じ、有効求人倍率が低下しつつあるなど、需給ひっ迫の度合いは緩和気味である。労働投入量（雇用者数と総労働時間の積）も減少気味に推移している。

(3) 景気は2020年度央にかけて一旦持ち直し

繰り返しになるが、既に半導体など一部に需要回復もみられるが、世界経済・貿易の回復時期は20年前半までずれ込み、輸出の減少傾向はしばらく続くと予想される。こうしたなか、民間最終需要も19年度下期に落ち込むことは避けられない。19年７～９月期にみられた消費税率引上げ前の駆け込み需要は、前回14年１～３月期ほどの盛り上がりはみられなかった。反動減は確実に出ているほか、幼児教育無償化の対象外世帯では実質購買力が目減りしており、今後の消費動向に少なからず影響が出ることは避けられない。そうなった場合、省人化・省力化ニーズが主導する非製造業の設備投資も調整は不可避と思われる。

当総研では19年度の経済成長率を1.0％と予測している（第３表）。年度上期のGDPは18年度を1.2％上回ったものの、下期は一転、公的部門を除いて不振に陥り、２四半期連続でマイナス成長となるとみられる。

しかし、20年入り後には新興国が主導する形で世界経済の持ち直しが始まり、輸出

第3表　日本経済見通し

	単位	18年度（実績）	19（実績見込）	20（予測）
名目GDP	%	0.1	1.6	0.5
実質GDP	%	0.3	1.0	0.2
民間需要	%	0.2	1.0	0.4
民間最終消費支出	%	0.1	0.9	0.5
民間住宅	%	△4.9	1.6	△2.3
民間企業設備	%	1.7	1.5	0.4
民間在庫変動（寄与度）	ポイント	0.0	△0.0	0.0
公的需要	%	0.8	2.6	1.3
政府最終消費支出	%	0.9	2.5	1.4
公的固定資本形成	%	0.6	3.3	1.0
輸出	%	1.6	△2.0	0.7
輸入	%	2.2	0.0	2.9
国内需要寄与度	ポイント	0.4	1.5	0.7
民間需要寄与度	ポイント	0.2	0.8	0.3
公的需要寄与度	ポイント	0.2	0.7	0.3
海外需要寄与度	ポイント	△0.1	△0.4	△0.4
GDPデフレーター（前年比）	%	△0.2	0.6	0.4
国内企業物価　（前年比）	%	2.2	△0.0	1.0
全国消費者物価（　〃　）	%	0.8	0.6	0.5
（消費税要因を除く）			*(0.2)*	*(0.1)*
（消費税要因・教育無償化政策の影響を除く）			*(0.5)*	*(0.5)*
完全失業率	%	2.4	2.4	2.5
鉱工業生産（前年比）	%	0.2	△2.5	△0.7
経常収支	兆円	19.1	19.8	20.0
名目GDP比率	%	3.5	3.5	3.6
為替レート	円/ドル	110.9	108.3	106.1
無担保コールレート（O/N）	%	△0.05	△0.10	△0.05
新発10年物国債利回り	%	0.05	△0.10	△0.03
通関輸入原油価格	ドル/バレル	72.0	64.6	62.5

資料　内閣府、経済産業省、総務省統計局、日本銀行の統計資料より作成
（注）１　全国消費者物価は生鮮食品を除く総合。断り書きのない場合、前年度比。
２　無担保コールレートは年度末の水準。
３　季節調整後の四半期統計をベースにしているため統計上の誤差が発生する場合もある。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

が徐々に底入れするほか、消費税対策の６月終了を控えた駆け込み需要の発生も想定される。また、７～９月にかけては五輪・パラリンピックの開催などもあり、年度半ばにかけて景気の持ち直しが進むだろう。ただし、大きなイベントが終了する年度下期には回復は一服、景気の先行き不透明感が再び高まると予想する。以上を踏まえ、20年度は0.2％の低成長を見込んでいる。

（4） 鈍い物価上昇圧力

過去１年にわたり、物価上昇率は鈍化を続けてきた。消費税率が引き上げられた19年10月分の消費者物価指数のうち、代表的な「生鮮食品を除く総合」は前年比0.4％と、９月（同0.3％）から上昇率を高めたが、その幅は僅か0.1ポイントにとどまった（第６図）。消費税率の引上げそのものは物価全体に対して0.77ポイントの押上げ効果があった半面、同時に開始された幼児教育無償化政策は物価全体を0.55ポイント押し下げた。さらに、前年に比べて円高や資源安となっていたことで輸入品やエネルギー関連で下落傾向を強めていることも物価上昇率が高まらない理由の一つに挙げられるが、そもそも物価を押し上げるほどの勢いが消費に備わっていないことが主因といえる。

20年度にはエネルギーの下押し圧力は弱まるが、４月からは高等教育の無償化政策（低所得世帯向け）が始まるなど、新たな下押し圧力が加わる予定であり、消費者物価は低調な状態が続くだろう。

（5） 長短金利は一時的に低下する場面も

日銀はフォワード・ガイダンスに示すとおり、物価安定目標に向けての「物価の基調」が損なわれる恐れに注意が必要な期間に限り、長短金利水準が低下することを容認する方針であるが、長期金利は、仮に現在△0.1％の短期政策金利が引き下げられた場合、操作目標（10年債利回り：０％〔目標〕±0.2％〔許容幅〕）の下限を再度割り込む可能

第6図　最近の消費者物価上昇率の推移

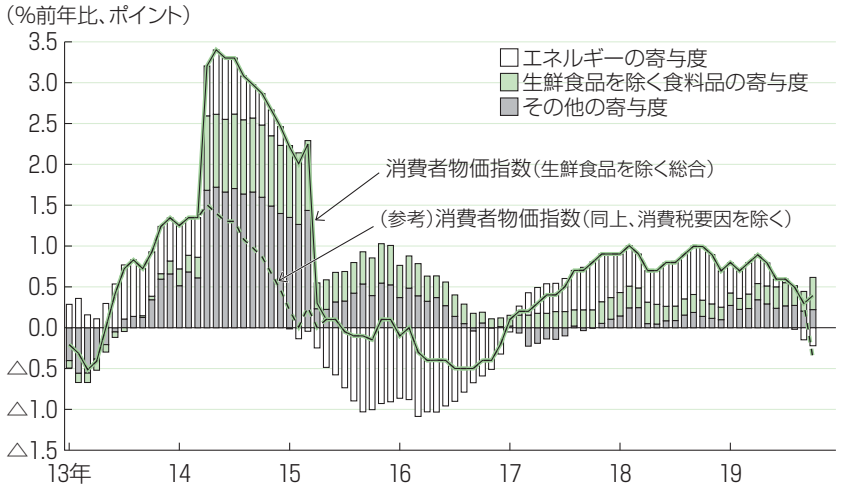

資料　総務省統計局の公表統計より作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

性もあるだろう。ただし、長期金利の過度に低下した状態は好ましくないと考えているとみられることから、国債買入れオペ額を調整し、△0.2％を割り込まない水準に誘導する動きが強まるだろう。

おわりに
―「税率10%」後の消費税の行方―

３度目の正直となった消費税率10％への引上げであったが、安倍首相は税率のさらなる引上げは当面必要ないとの考えを示している。しかし、政府税制調査会や財政制度等審議会などでは税率10％はゴールではないと、さらなる引上げを模索している。また、IMFは消費税率を30年までに15％、50年までに20％へ、それぞれ段階的に引き上げる必要があるとしているほか、OECDも消費税率を20～26％に引き上げる必要性を指摘している。

既に長期債務残高（対GDP比率）は14年度に1,000兆円を超え、19年度末には200％近くまで拡大する見込みである。また、普通国債の発行残高は897兆円（当初予算ベース）にのぼる。財務省「日本の財政関係資料」によれば、普通国債残高は過去30年で725兆円増加したが、その内訳として歳出増によるものが438兆円分、税収減によるものが128兆円分と試算されている。特に、歳出増のうち社会保障関係費の寄与は315兆円で、国債残高増加分の４割以上が説明できることになる。

14年４月、19年10月の２度にわたる消費税率の引上げは12年の民自公の３党合意に基づく社会保障・税一体改革で決められていたものであるが、当初、消費税の増収分（５％の税率引上げで14兆円の増収見込み）のうち7.3兆円は「後代への負担のつけ回しの軽減」として債務圧縮に充てられる予定であった。しかし、17年の総選挙で、与党は債務返済に回す分の一部（1.7兆円）を子育て支援、教育無償化などに使途変更することを公約に掲げ、実際にそれが政策として具体化されたことで財政健全化目標の修正を余儀なくされている。

一方、社会保障給付費と保険料収入のかい離は大きく、年々それが拡大してきた（国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」より）。19年度については、給付費が123.7兆円、保険料は71.5兆円であり、その差額分を国が34.1兆円、地方が14.7兆円、それぞれ負担している。22年以降には団塊世代が後期高齢者入りし、医療費・介護費が増加傾向を強めるとみられるほか、40年には団塊ジュニア世代（第２次ベビーブーム世代）が65歳以上になり、現役世代が一段と減少するなど、保険料収入が伸び悩むことが懸念されている。ただでさえ自然増が見込まれる社会保障給付費の財源を今後どう確保していくのか、消費税に全く手を付けないとすれば、かなりの難題となる。

社会保障制度は「右上がり」が当たり前だった時代に設計されたものを経済・社会の変化に合わせて修正してきたが、十分に対応しきれておらず、常に国民から不安感を抱かれている。一方、「高齢者は弱者」と

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の固定観念が残っているためか、高齢者世代に配慮した政策が選好されやすく、次世代へのつけ回しは今なお続いている。しかし、こうした風潮（いわゆる「シルバー民主主義」）に政治家は加担すべきではない。国会は自民一強の状態が続いており、近い将来の政権交代が起きる可能性は小さいと思われるが、社会保障制度とその財源問題については、有権者から一定の支持を受ける政党間で普段から十分な議論を行い、価値観を共有する努力も必要であろう。

（19年12月10日脱稿）

（みなみ　たけし）

談話室

協同組合銀行の社会的価値、顧客との近接性について

──パリ第一大学ソルボンヌ・ビジネススクール学長 ラマルク教授の問題提起──

パリ第一大学ソルボンヌ・ビジネススクール学長であるラマルク教授が2019年10月に初めて来日し当社で講演をしていただいた。その内容は別途報告させていただくとして、その前後で意見交換をした内容をご紹介したい。

その前に、フランスのいくつかの協同組合銀行のデジタル化戦略などについて若干ご紹介する。

フランスの金融機関は、08年の金融危機とそれに続くギリシャ国家財政の粉飾決算の暴露を端緒とする欧州危機の波を受けたこともあり日本より長く経営改善努力が求められ続けてきた。

私はパリにある複数の協同組合銀行店舗で実演も交えながら説明を受けた(18年秋に調査)。例えばカードの申込みについては、パソコン画面で説明し顧客が了解し申込みを希望した場合にタブレットで契約書に署名を受け本部に送信、承認されると顧客の携帯電話にメールが届き顧客が了解ボタンを押すと契約が発効する。本人確認書類はスキャナで読み込み通信回線を経由し確認されるとメッセージが返ってくる、などデジタル化の事例は枚挙にいとまがない。

デジタル化はAIの活用も加わりさらに加速している。例えば、顧客担当者へのメールは、まずAIが読む。取引の仕方に関する照会はAIが専門部署に転送しそこから回答するように指示する。振込依頼のメールの場合はAIが振込依頼書を作成して顧客担当者にそれをメール、顧客担当者が確認後、顧客にメールで確認を求め顧客が確認入力をした段階で送金が実行されるなど。できる限り顧客担当者が顧客との「近接性(身近さの意)」を高め、付加価値の高い仕事をする時間をより多く持てるように仕組んでいるとのことである。

新しいシステムを現場に「落とし込む」(導入・定着させる)ために店舗の職員の誰がどこで何をすれば良いのかを相当時間をかけて相談するという企業風土を強調するところもあった。

店舗については、いずれの銀行も「デジタル化によって来店顧客が減少しており、顧客との近接性を維持、向上させるという目的のため店舗を再編する」との説明であった。顧客に対して「従来あなたを担当していた店舗は閉鎖となるが新たに担当させていただく店舗はこのような新しいレイアウトで顧客担当はこのような部屋であなたの相談に対してよりレベルの高いサービスを行うことがで

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

きる」と説明し、決して経費削減とは言わない。各行の戦略は多様であるが、皆「顧客・組合員との近接性を維持、向上する」ことが目的だと主張していた。

余談だがクレディ・ミューチュアルは、銀行業務のみならず不動産あっせん、携帯電話や自動車の販売を行っている。「組合員が望む業務を行っている。それをするために必要な資格・態勢などを整えれば良いことだ(地域、店舗によって望まれる業務は異なる)」とのこと。

さて、以上のとおり日本に比べてデジタル化が進展している状況を踏まえたうえでラマルク教授の2つの問題提起を紹介する(あくまでもフランスの協同組合銀行に対するもの)。

まず、今日「企業の社会的責任(CSR)」という考え方が近年一般企業に普及したことによって協同組合銀行ということだけで差別化を図ることは難しい。一般の銀行の方が取組み、開示面でより優位に立っている場合もあるのではないか。協同組合銀行は従来の価値観を内省し、社会的価値の創造や社会的影響について何らかの指標、指針を作る必要がある。

日本においても、例えばSDGs(持続可能な開発目標)に関する取組みが浸透し始めている現在、それと親和性があると自負している協同組合がその意義を社会に主張する絶好の機会である。しかしその反面、地域レベルで他業態が生き残りをかけて取組みを深めようとしており、協同組合の優位性が薄れる危機的な状況とも言える。ラマルク教授の問題提起は日本でも傾聴に値する。

次にデジタル化について。「デジタル化は、顧客担当者が顧客のニーズにより集中し、顧客のためにカスタマイズされた専門知識を提供できるようにする、その結果として顧客との間の近接性の向上に貢献する」と評し、さらに「デジタルであれば即顧客との近接性を向上させることができると錯覚してはダメ」と断ずる。私からフランス協同組合銀行のデジタル化の先進性を主張してみたものの「それは民間銀行のものと違わず、膨大な導入コストに見合う経費削減効果や付加価値を生むに至っていない」とさらに厳しい。

日本でもネットバンキングがどの銀行も当たり前になりスマートフォンで残高確認し振込を行い、銀行員とは一度も接触しない銀行がある。その部分だけ捉えると銀行と顧客との近接性はむしろ低下しているのかも知れない。デジタル化の進展によってもしかすると店舗から遠のくことにつながりかねない。

顧客との近接性を向上させるため、そして協同組合銀行としての社会的価値を向上させるため何をしたらよいのかシステム部門だけでなく組合全体としてそれぞれの地域に応じた戦略を練る必要性を痛感させられた。

((株)農林中金総合研究所 代表取締役社長　齋藤真一・さいとう　しんいち**)**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

低金利下での個人向け貸出の在り方

研究員　宮田夏希

〔要　　旨〕

低金利のなか、金融機関は貸出業務で収益を確保することが困難な状況にある。しかし、貸出業務は金融機関の本業であり、厳しい収益環境のなかでも、金融機関は金融仲介機能を十分に発揮していく必要がある。

個人向け貸出に注目すると、住宅ローンは貸出残高が増加しているものの金利低下が顕著である。金融機関は金利以外の面で利用者を引き付けるため、利用者からの相談に丁寧に応じることが重要となっている。カードローンでは、過剰融資による多重債務の発生が問題となっている。金融機関は融資態勢の厳格化を求められているが、多重債務の発生防止のためには、利用者の資金の悩みに向き合っていく必要もある。これらを踏まえると、金融機関は単に貸出を実行するだけでなく、利用者の相談に耳を傾け、返済計画などを提案していくことが一層求められていると言える。

リバースモーゲージやリフォームローンは、潜在的需要に対して資金の供給が不十分だと考えられる。これらの活用は社会的問題の解決にもつながるため、金融機関は積極的に取り組んでいく必要がある。

目　次

はじめに
1　個人向け貸出の残高の規模
2　住宅ローンの動向
(1)　家計の借入れの動向
(2)　残高増加の要因
(3)　住宅ローン需要の見通し
(4)　金融機関が置かれている状況
(5)　金融機関の取組み
(6)　小括
3　カードローンの動向
(1)　残高の規模と動向
(2)　国内銀行の残高減少の経緯
(3)　利用者の動向
(4)　金融機関の取組み
(5)　小括
4　リバースモーゲージの動向
(1)　注目される背景
(2)　金融機関の取組み
5　リフォームローンの動向
(1)　注目される背景
(2)　現状の市場規模
(3)　金融機関の取組み
おわりに

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

わが国では、金融緩和政策のもとで貸出金利の低下が続いており、金融機関は貸出業務で収益を確保することが困難な状況にある。金融機関は、貸出残高を伸ばすことで利ざやの縮小分をカバーしようとしているが、金利の低下が顕著であり、多くの金融機関で貸出業務での利益が減少している。そのようななか、金融機関は投資信託販売などの手数料ビジネスや有価証券投資を積極化している。しかし、貸出業務は金融機関にとっての本業であり、厳しい収益環境のなかでも金融機関は金融仲介機能を十分に発揮することが求められている。

金融庁は、金融仲介機能の改善に向けて様々な取組みを行っており、その内容を「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」(19年８月)として公表している。そのなかでは、企業アンケート調査結果の分析や地域産業の実態調査など、企業の資金需要の把握に取り組んでいることが述べられているが、一方で個人の資金需要については取り上げられていない。

そこで本稿では、個人向け貸出に注目し、個人向け貸出の残高の規模を確認したうえで、資金の種類ごとに個人・家計(資金需要者)と金融機関(資金供給者)の両方の視点から最近の動向を確認する。そしてそれらを踏まえながら、金融機関はどのように貸出に取り組むことが重要となっているかを検討したい。本稿で取り上げる資金は、残高の規模が大きい住宅ローンおよびカードローンと、残高は少ないものの潜在的な需要があると考えられ、今後の動向が注目されるリバースモーゲージおよびリフォームローンである。

なお、本稿での「個人向け貸出」は非事業性の貸出を指し、事業性の資金は含まないことに留意されたい。

1　個人向け貸出の残高の規模

個人向け貸出は、国内金融機関の貸出残高(国内業務部門)のおよそ３分の１を占めているとみられる(第１表)。国内での貸出

第1表　民間金融機関の個人向け貸出残高
(2019年3月末、推計値)

(単位　兆円、%)

	貸出残高(国内)(a)	うち個人向け(b)	うち住宅ローン	個人向け割合(b/a)
都市銀行	178.4	47.5	44.5	26.6
信託銀行	32.5	11.7	10.6	35.9
地域銀行	255.0	80.5	70.2	31.6
新たな形態の銀行	10.2	8.3	6.2	82.0
その他銀行	6.6	1.5	1.2	22.1
信用金庫	72.0	20.3	16.9	28.2
信用組合	11.2	2.3	1.9	20.2
農協	20.7	13.4	12.6	64.6
労働金庫	13.6	13.3	11.9	97.8
貸金業者	25.2	6.9	1.7	27.5
その他金融機関	36.2	0.0	0.0	0.0
合計	661.6	205.6	177.6	32.9

資料　日本銀行「資金循環統計」「預金・現金・貸出金」「貸出先別貸出金」、金融庁「貸金業関係資料集」、全国銀行協会「全国銀行決算発表」、日本金融通信社(2019a、2019b)、農協残高試算表、農林中央金庫データ、各金融機関のディスクロージャーより推計

(注) 1　「地域銀行」は地方銀行と第二地方銀行。「新たな形態の銀行」はジャパンネット銀行、ソニー銀行、楽天銀行、住信SBIネット銀行、じぶん銀行、大和ネクスト銀行、セブン銀行、イオン銀行。「その他銀行」は新生銀行、あおぞら銀行。「その他金融機関」は、労働金庫連合会、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会。
2　「うち個人向け」には、事業性資金(賃貸住宅資金、農業資金等)は含まない。ただし、一部に事業性資金が含まれている可能性がある。
3　「うち住宅ローン」には、一部リフォームローンが含まれるとともに、アパートローンが含まれている可能性がある。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

のなかで、個人向け貸出の規模は小さくないと言える。金融機関の業態別にみると、特に労働金庫や新たな形態の銀行（ネット銀行等）では、個人向けが貸出業務の大半を占めている。また、個人向け貸出の内訳をみると、残高の９割近くが住宅ローンとなっている。

2　住宅ローンの動向

(1)　家計の借入れの動向

日本銀行の統計によると、わが国の家計の住宅ローン借入残高は、11年から増加が続いている（第１図）。さらに、伸び率は上昇傾向で推移しており、19年に入って３％を超えた。住宅ローンの借入残高の増加は、以下の二つから説明できる。

a　30代の借入世帯数が増加

一つ目は、若年層における住宅ローンの借入世帯数の増加である。総務省の「家計調査」をみると、世帯主年齢が30代の世帯の持家率が高まっており、割合は直近の５年間で約８ポイント上昇している（14年平均：57.5％→18年10月～19年９月平均：65.1％）（第２図）。そして、「家賃・地代を支払っている世帯」の割合の低下と「住宅ローンを支払っている世帯」の割合の上昇がみられる。「住宅ローンを支払っている世帯」の割合は、持家率と同様に５年間で約８ポイント上昇している（14年平均：41.8％→18年10月～19年９月平均：49.9％）。このことから、30代において、賃貸住宅に住むよりも住宅ローンを借り入れて住宅を購入することを選ぶ人が増えていると考えられる。世帯主の年齢が30代の世帯数は減少しているもの[(注1)]の、住宅ローンを借り入れる世帯の割合の上昇幅のほうが大きいことから、実数でみても住宅ローンを借り入れる30代の世帯数は増加していると推定される。

第1図　家計の住宅ローン借入残高の前年比増加率の推移

資料　日本銀行「資金循環統計」
（注）１　直近のデータは19年6月末。
２　資金循環統計の家計の負債のうち、民間金融機関と公的金融機関の「住宅貸付」残高の合計を用いた。

第2図　持家率と住宅ローン支払い世帯および家賃・地代支払い世帯の割合（世帯主年齢が30代の二人以上世帯）

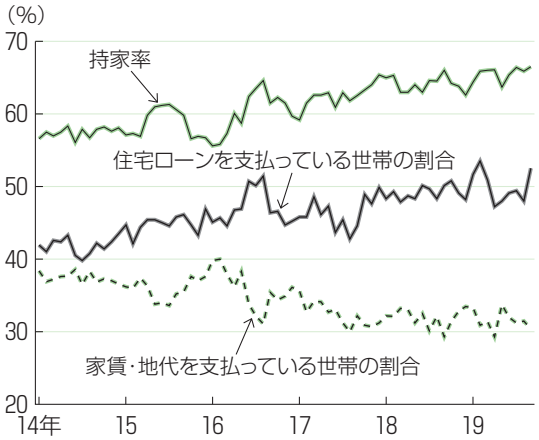

資料　総務省「家計調査（家計収支編）」二人以上の世帯のうち勤労者世帯
（注）　直近のデータは19年9月。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

b　１件当たりの借入額が増加

二つ目は、１件当たりの借入額の増加である。住宅金融支援機構の「フラット35利用者調査」をみると、13年度から18年度までの間、フラット35利用者の１件当たりのローン借入額は一貫して増加している（第３図）。18年度の１件当たりの借入額は3,148万円で、13年度の2,741万円と比較して407万円の増加（14.8％増）となっている。同調査結果を都道府県別にみても、全ての都道府県で18年度の借入額は13年度よりも大きくなっており、借入額の増加は全国的に生じている。

そのほか、国土交通省の「住宅市場動向調査報告書」でも、14年度から18年度の間で、注文住宅・分譲住宅の購入者の住宅ローン借入額が年々増加していることが明らかになっている。注文住宅の新築住宅建築資金（土地購入資金を除く）のうちの借入額は、14年度の1,748万円から18年度は2,283万円に増加している。分譲戸建住宅の購入資金のうちの借入額は、14年度の2,573万円から18年度は3,075万円に増加している。

（注１）厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、世帯主年齢が30代の２人以上世帯の世帯数は、13年は469万９千世帯、18年は383万世帯である。

第3図　フラット35利用者の1件当たり所要資金額とローン借入額

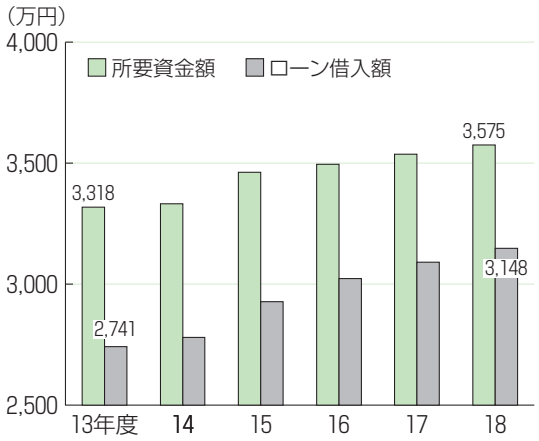

資料　住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」
（注）　ローン借入額は、全ての借入先からの借入額の合計。

(2)　残高増加の要因

上述のように借入世帯割合の上昇と１件当たりの借入額の増加が生じている要因としては、①住宅価格の高騰、②低金利による利子負担の軽減、③住宅取得支援策の実施、④雇用環境の改善・所得向上などが考えられる（第４図）。以下では、①～③について詳しくみていく。

第4図　住宅ローン残高の増加要因

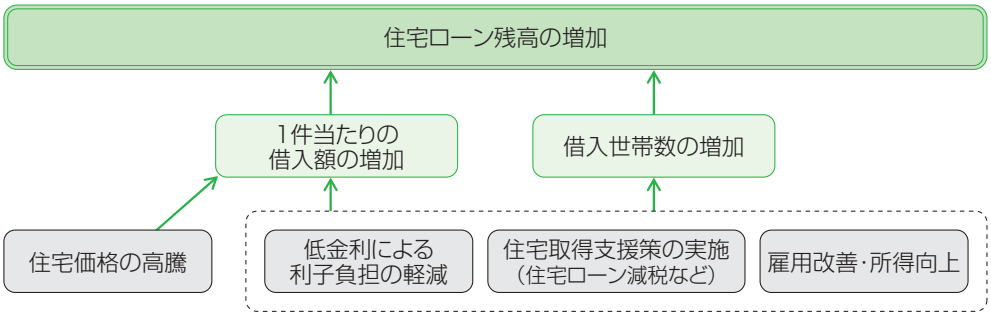

資料　筆者作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

a　住宅価格の高騰

「フラット35利用者調査」において、13年度以降、利用者の住宅取得にかかる所要資金額は年々増加している（前掲第３図）。18年度は１件当たり3,575万円で、13年度の3,318万円から257万円増加（7.7％増）している。

国土交通省の「不動産価格指数」（住宅総合）[注2]においても、全国の住宅の取引価格指数は、13年４月から19年８月までの77か月の間、１か月を除いて前年比増加となっている。

b　低金利による利子負担の軽減

住宅ローン金利の推移について、フラット35の下限金利をみると、日銀の量的・質的金融緩和が始まった13年以降、長期金利の低下に伴って大きく低下している（第５図）。16年半ば頃に下げ止まってからはおおむね横ばいで推移していたが、19年に入って長期金利がマイナス圏に突入し、住宅ローン金利はさらに低下している。19年９月・10月のフラット35の下限金利は1.10％（返済期間21年以上35年以下、融資率９割以下、新機構団信付き）であり、過去最低を更新している[注3]。

ここで、金利の変化によって同じ返済負担額での住宅ローンの借入可能額がどのように変わるかをいくつかの仮定のもとで試算してみると、以下のようになる。１か月の返済負担額を10万円、返済期間35年、元利均等返済とした場合、フラット35の13年１月の金利2.28％では借入可能額は2,892万円、直近の19年12月の金利1.17％では3,445万円である（第５図）。

第5図　住宅ローン金利と借入可能額の推移

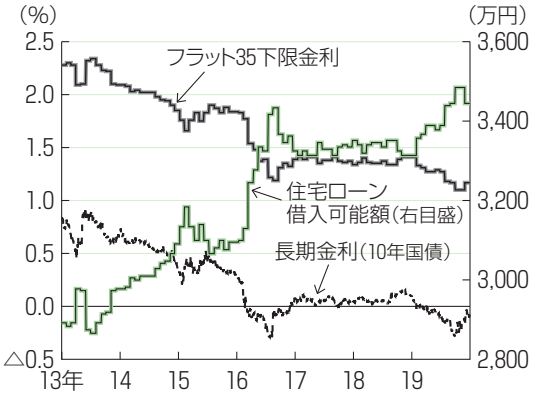

資料　財務省「国債金利情報」、フラット35webサイトをもとに作成

(注) 1　直近のデータは19年12月2日。
2　17年9月以前の金利は、17年10月以降の新機構団信加入料込みの金利と接続させるため、+0.29%として表示した。
3　借入可能額＝（月の返済額）／$\frac{i(1+i)^n}{(1+i)^n-1}$
i：住宅ローン金利、n：返済回数
月の返済額は10万円、返済回数は420回（＝返済期間35年×12か月）とした。住宅ローン金利は、フラット35（返済期間21年以上35年以下、融資率9割以下、新機構団信加入料込み）の下限金利を用いた。

実際に「フラット35利用者調査」では、前述のように借入額が増加している一方で、１か月当たりの返済額はおよそ10万円、返済負担率（１か月当たり予定返済額/世帯月収）は21％台で横ばい推移となっている。利子負担の軽減により、家計の負担を増やすことなく借入額が増加していることが読み取れる。

c　住宅取得支援策の実施

政府は、増税による住宅需要減を緩和するため、消費税率引上げの際に住宅取得支援策を拡充している。消費税率を８％に引き上げた際（14年４月）は、「①住宅ローン減税」の控除額を引き上げるとともに、「②すまい給付金」「③住宅取得資金の贈与税非

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

課税」を新たに導入した。さらに、消費税率10％への引上げ（19年10月）に伴い、①、②、③の支援策を手厚くするとともに、「④次世代住宅ポイント制度」を開始している。

このなかでも、特に13年から実施されている「①住宅ローン減税」制度の効果は大きい。同制度は、年末の住宅ローン残高の１％相当（最大40万円）が所得税や住民税から控除されるものである。控除期間は、消費税が10%となる前は10年間、消費税引上げ後の購入については13年となっている。現状、ほとんどの金融機関は変動型を中心に優遇金利を１％以下で設定しているため(注4)、支払う利息よりも税額控除による減税額のほうが大きくなる場合も多いと考えられる。すなわち、住宅ローン減税制度のもとでは住宅ローンは実質マイナス金利となっており、手元資金で支払わずに住宅ローンを借りるほうが得をするという状況にある。

（注２）「不動産価格指数」の「住宅総合」は、住宅地、戸建住宅、マンション（区分所有）の取引価格の加重平均を用いて作成されている。

（注３）17年９月以前の金利には新機構団信加入料が含まれていないため、団信加入コストとして0.29%を上乗せして17年10月以降と比較した。

（注４）日本金融通信社（2019c）によると、19年10月時点では、変動金利の優遇金利を設定する銀行88行のうち、82行で金利が１％以下となっている。

（3） 住宅ローン需要の見通し

以上にみた住宅ローン残高の増加要因は、いずれも引き続き住宅ローン需要を下支えするであろう。金利の今後の動向については不確実ではあるものの、日銀は当面の間は金融緩和政策を継続すると表明しており(注5)、低金利環境はしばらく継続することが見込まれる。

ただし、19年10月の消費税増税前に駆込み需要が発生していること(注6)や、低金利が長期化していることから、住宅需要が既に先食いされていることが考えられる。そのため、住宅ローンの需要拡大の余地は限られると予想される。

（注５）日銀は、「当面の金融政策運営について」（19年10月31日公表）のなかで、「２％の『物価安定の目標』の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、『長短金利操作付き量的・質的金融緩和』を継続する」と表明している。

（注６）消費税増税前に住宅の駆込み需要が発生したことを指摘するものとして、小林・鈴木（2019）などがある。

（4） 金融機関が置かれている状況

続いて、金融機関の視点から住宅ローンの動向をみてみたい。

貸出残高の動向を業態別にみると、貸出残高に占める住宅ローンの割合が高い、農協と労働金庫が増勢を強めている（第６図）。同様に、住宅ローンの割合が高い新たな形

第6図　住宅ローン貸出残高の前年比増加率の推移

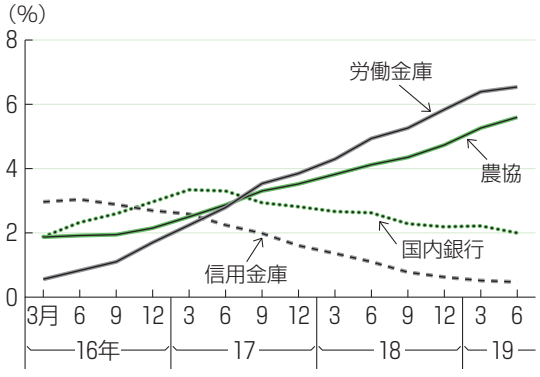

資料　日本銀行「貸出先別貸出金」、住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額と貸付残高の推移」、農林中央金庫データ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

態の銀行も残高を大きく伸ばしている。残高は、16年３月末は3.7兆円、19年３月末は6.2兆円と推計され、３年間で1.7倍となっている。(注7)

一方で、国内銀行全体や信用金庫では住宅ローン貸出残高の前年比増加率が低下傾向で推移している。なかでも、日銀のレポートによると、「大手行」では「採算性の重視もあって残高が前年を下回る状態が続いている」(注8)。住宅ローンは他の貸出と比較して特に金利の低下が進んでおり(注9)、採算性の悪化が顕著である。そのため、貸出における住宅ローン比率の低い国内銀行や信用金庫を中心に、住宅ローンより他の貸出に注力する戦略をとるところも増えているとみられる。実際に、住宅金融支援機構の調査によると、住宅ローンへの取組姿勢を「積極的」と回答する金融機関は年々減少している（第７図）。

第7図　住宅ローン（新規実行）への現状の取組姿勢

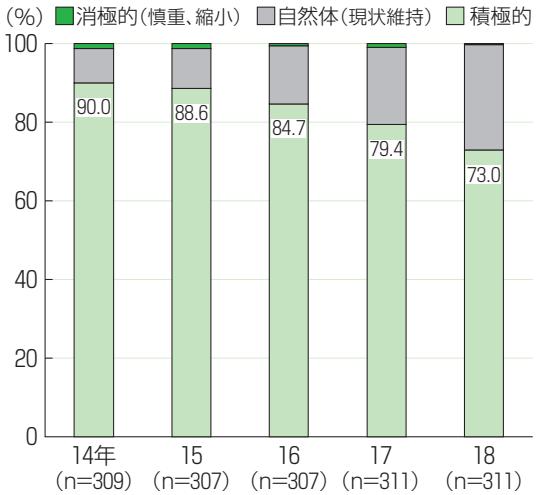

資料　住宅金融支援機構「民間住宅ローンの貸出動向調査」
（注）　18年の回答者は、都銀・信託銀行6、地銀・第二地銀95、信金167、信組20、労金12、その他11。14～17年も業態別の回答者数はおおむね同じ。無回答を除いて集計。

しかし、住宅ローンは融資期間が長いことなどから、家計取引の入り口商品として引き続き住宅ローンを重視している金融機関も多い(注10)。そのため、金融機関同士の激しい金利競争は依然として続いており、19年中は変動金利で毎月のように過去最低金利が更新された（日本経済新聞電子版（2019b））。19年11月時点では、変動金利を0.4％台で実行する金融機関もある(注11)。

このように金融機関は住宅ローン金利を下げ続けているが、それも限界を迎えつつある。住宅ローンは、デフォルトリスクへの備えや団信保険料にかかるコストで最低でも0.20～0.25％の金利が必要とも言われており（日本経済新聞電子版（2019c））、これ以上の金利の引下げ余地はほとんどなくなっている。

（注７）ソニー、楽天、住信SBIネット、じぶん、イオンの５行の合計について、各行ディスクロージャーをもとに推計。また、イオン銀行や住信SBIネット銀行は住宅ローン債権の証券化を活発に行っており、貸出残高以上に住宅ローンの取扱いを増やしている可能性がある。

（注８）日本銀行（2019）による。なお、ここでの大手行は、みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、埼玉りそな、三菱UFJ信託、みずほ信託、三井住友信託、新生、あおぞらの10行を指す。

（注９）日本銀行（2019）によると、貸出金利は、大企業・中堅企業向けについては前年より上昇、中小企業向けについては低下幅が縮小しているものの、住宅ローンを中心とした個人向けについては低下が続いている。

（注10）住宅金融支援機構（2018）によると、住宅ローンへの取組姿勢を「今後、積極的」と回答する金融機関の７割以上が、住宅ローンに今後も積極的な理由として「家計取引の向上」を選択している。

（注11）筆者が金融機関のwebサイトで確認した限りでは、19年11月時点で、ジャパンネット銀行が0.415％、新生銀行が0.45％、じぶん、ソニー、住信SBIネット銀行が0.457％、りそな、埼玉り

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

そな、横浜銀行が0.47%、三井住友信託銀行が0.475%の優遇金利（変動型）を提示している。

(5)　金融機関の取組み

住宅ローン金利が低下するなか、金融機関では住宅ローン業務を効率化し、採算性を改善しようとする動きが強まっている。業務効率化の方法としては、IT技術を活用する事例が多くみられる。具体的には、タブレット端末などを使った申込みのペーパーレス化やRPA（Robotic Process Automation：ロボットによる業務自動化）による定型作業の自動化などである。例えば、京葉銀行は18年10月から住宅ローンの仮審査にRPAを導入し、勤務先や収入などの個人情報が自動で審査システムに入力されるようにしている。その結果、職員が手作業でデータを入力していたときと比べて、１件当たりの入力にかかる時間が約半分になったという（日本経済新聞（2018））。

このように、効率化によって事務作業を省力化する動きがある一方で、利用者の借入相談への対応はより重視される傾向にある。これは、住宅ローンは借入金額が大きいとともに借入期間が長く、ライフプランに大きく影響することから、返済計画や手続きについて相談したいという利用者ニーズがあるためである。実際に、例えばタブレット端末でのローンの申込み受付を開始した福井銀行は、「従来申込書の記載にかけていた時間を、ローンを検討するお客さまの相談に真摯に向き合う機会として有効に活用いたします」とアピールしている（福井銀行ニュースリリース〔18年９月３日付〕）。

また、非対面取引を強みとする新たな形態の銀行が店舗窓口での借入相談を受け付けていることも注目される。ソニー銀行、住信SBIネット銀行、イオン銀行では窓口での相談が可能となっている(注12)。店舗窓口の場所は首都圏や愛知、大阪など大都市に多いものの、ソニー銀行とイオン銀行はほとんどの都道府県に相談窓口を設置している。

(注12) 店舗窓口の多くは代理業者が運営している。

(6)　小括

住宅価格の高騰、低金利、住宅取得支援策、雇用改善・所得向上などの影響により、家計の住宅ローン需要は高まっている。それに伴って金融機関は住宅ローン残高を伸ばしているが、競争激化の結果、他の貸出以上に金利が低下しており、住宅ローン業務の採算性は悪化している。採算性改善のためには、IT技術の活用などにより事務作業を効率化するとともに、利用者の悩みにじっくり向き合い、金利以外の面で利用者を引き付けることが重要となっている。

3　カードローンの動向

(1)　残高の規模と動向

カードローンは、限度額の範囲内であれば必要なときに何度でも借入れができるもので、他のローンよりも自由度が高いことを特徴とする商品である。

カードローン残高について、データの取得が可能な国内銀行と信用金庫の値をみてみると、19年３月末時点で国内銀行が5.7兆

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

円、信用金庫が0.6兆円となっている[注13]。住宅ローンを除く個人向け貸出残高が国内銀行10.5兆円、信用金庫2.2兆円であることを踏まえると、カードローンは個人向け貸出の主力商品であると言える。また、カードローンの主要な取扱業態に、貸金業者（消費者金融、クレジットカード会社、信販会社、質屋などが含まれる）がある。貸金業者の19年３月末時点の消費者向無担保貸付残高（およそカードローン残高に相当する）は4.6兆円となっている。

上記の各業態について残高の前年比増加率の推移をみると、国内銀行の伸び率が急速に低下していることが注目される（第８図）。16年中は前年比10％程度の高い伸び率で推移していたが、それ以降は伸び率の低下が続き、18年末には残高は前年比減に転じている。

(注13) 日本銀行「貸出先別貸出金」の「カードローン等」による。「カードローン等」は、カードローン、応急ローン、クレジットカードによるキャッシングの合計。

第8図　カードローン残高の前年比増加率の推移

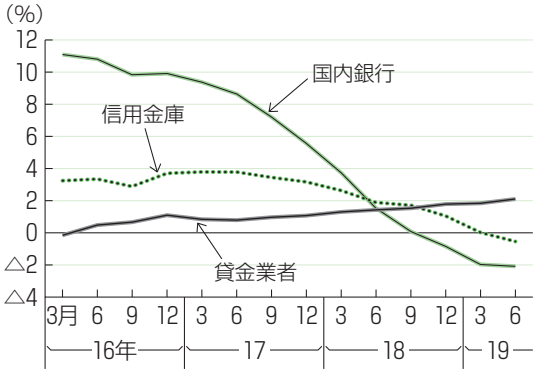

資料　日本銀行「貸出先別貸出金」、日本貸金業協会「月次実態調査」
(注) 1　直近のデータは19年6月末。
2　貸金業者の値は、消費者向無担保貸付残高。日本貸金業協会「月次実態調査」に回答している業者の残高（全業者の9割を占める）を使って計算した。

(2)　国内銀行の残高減少の経緯

以下では、国内銀行のカードローン残高の伸び率が低下している経緯をみていくこととする。

国内銀行が一時期カードローン残高を大きく伸ばしていた要因の一つは、低金利下で貸出の収益が悪化するなか、相対的に大きな利ざやが確保できるカードローンの推進を積極化したことによる。加えて、改正貸金業法によって貸金業者には年収の３分の１を超える貸付けが原則禁止される一方で、銀行にはそのような規制が適用されないことも銀行カードローンの拡大につながった[注14]。

しかし、過剰貸付けによる多重債務の発生が懸念されるようになり[注15]、それを受けて全銀協は、17年３月に「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を公表した。そのなかで、会員銀行は「配慮に欠けた広告・宣伝の抑制」や「健全な消費者金融市場の形成に向けた審査体制等の整備」に努めることとした。さらに、17年10月に「カードローン相談・苦情窓口」を設置し、19年３月に「貸付自粛制度」（ギャンブル依存症などの利用者が貸付けの自粛を要請すれば、金融機関からの借入れを制限できるようにするもの）を導入するなど、全銀協は多重債務者の発生防止に向けた取組みを強化した。金融庁も、17年９月以降、銀行への立ち入り検査を実施するなど、銀行カードローンへの監視を強めてきた。

こうしたなか、全銀協の申合せ以降、多くの銀行が融資態勢を厳格化している。具

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

体的には、年収証明書の取得基準を厳しくする、融資上限枠の設定の際に他行の借入れも考慮するなどといった対応がとられている。[注16] その結果、残高は前年比減に転じるに至っている。

(注14) 改正貸金業法の施行と銀行カードローン拡大の経緯については、菊重（2017）や古江（2018）を参照されたい。

(注15) 16年10月に日本弁護士連合会が「銀行等による過剰貸付の防止を求める意見書」を内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、衆参両議院議長、全銀協会長へ提出している。

(注16) 金融庁（2018、2019）、全国銀行協会「『銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ』を踏まえた会員の取組み状況に関する実態調査」（第１回～第５回）を参照した。

(3) 利用者の動向

次に、カードローン利用者の動向を確認する。全銀協が18年12月に実施した「銀行カードローンに関する消費者意識調査」[注17]によると、「銀行カードローン」を利用したことがある人は13.7％、「消費者金融」（貸金業者）からの借入経験がある人は10.3％にのぼる。

さらに、以下の銀行カードローン・貸金業者の利用者に対する調査からは、ヤミ金融業者から借り入れている人が一定数いることと、借り入れている人の割合が上昇していることが確認できる。まず、全銀協の同調査（18年12月実施）によると、１年以内に銀行カードローンを利用したことのある人が希望額を借入れできなかったときの対応として、「無登録業者（ヤミ金融）からの借入を行った」と回答する割合は6.7％（n＝390）で、前回調査時（17年12月）の4.5％（n＝383）よりも上昇している。また、19年３月に実施された金融庁委託調査「貸金業利用者に関する調査・研究」では、過去３年以内に貸金業者から借り入れたことのある人のうち、ヤミ金融を「利用経験あり」と回答した人の割合は9.9％（n＝2,390）に達している。これは、過去５回の調査結果と比較してもっとも高くなっている。[注18]

そして、報道によると、最近はSNSなどを利用した個人間融資によるトラブルも問題となっている。個人を装ってヤミ金融業者が書き込んでいるケースも多いとみられており（日本経済新聞電子版（2019a））、金融庁も警戒を強めている。[注19]

これらのことからは、足もとでヤミ金融の利用者が増加していることが示唆され、より深刻な多重債務の発生が懸念される。さらに、銀行カードローンの融資条件の厳格化によって突発的な資金需要の受け皿が少なくなり、ヤミ金融の利用増加につながることも考えられる。

(注17) 調査対象者は全国の20～69歳の一般消費者で、サンプル数は10,000。

(注18) 過去の調査は、10年３月、14年９月、15年10月、16年11月、18年３月に実施されている。

(注19) 金融庁は、19年８月に「SNS等を利用した『個人間融資』にご注意ください！」というお知らせをwebサイトに掲示している。

(4) 金融機関の取組み

上記の状況を踏まえると、多重債務の発生防止のためには、単に融資条件を厳格化するだけでなく、限度額近くまで借りている利用者や、融資が否決となった人への対応も重要であると言える。これらの人に対して金融機関ができることとしては、各種

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

カウンセリング窓口や公的貸付制度[注20]を紹介することが挙げられる。さらに、とりわけ協同組織金融機関では、地域住民の暮らしを総合的に支えるという観点から、多重債務の恐れのある人により積極的に関わっていくことも重要であろう。そのような取組みとして、例えばJA山形市は、申込者に既に借入れが多いような場合には「融資をお断りするだけでなく、『困っていないか』と相談を持ちかける」という方針を打ち出している（佐藤（2009））。また、東海労働金庫では、借金に悩む人に対して「そこに至った原因を探り、根本解決に向けた対策を相談している」という（古江（2019））。

（注20） 公的な貸付制度として、生活福祉資金貸付制度や求職者支援資金融資制度、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度などがある。

（5） 小括

国内銀行は、比較的収益性の高いカードローンを推進してきたが、過剰融資が批判されるようになったことから、融資態勢を厳格化している。他方で、ヤミ金融業者を利用する人が増加している可能性があり、より深刻な多重債務問題の発生が懸念される。多重債務が問題となるなかで、金融機関は資金需要者に貸出を実行するだけでなく、利用者の資金に関する悩みをしっかりと受け止めることが求められていると言えるだろう。

4 リバースモーゲージの動向

（1） 注目される背景

昨今、公的年金だけで老後資金を賄うのは難しいということが話題となっている。厚生労働省によると、引退して無職となった高齢者世帯では社会保障給付だけでは支出額を賄えておらず、平均して月５万円程度の赤字となっている（金融審議会「市場ワーキング・グループ」第21回〔19年４月〕）。

このような老後の資金不足の問題への対応として、「リバースモーゲージ」が注目されている。リバースモーゲージとは、土地・建物を担保として高齢者に資金を貸し付けるものである。利用者は、所有する住宅に住み続けながら融資を受け、死亡時に住宅の処分などによって借入金を一括返済する仕組みとなっている[注21]。

総務省の調査によると、世帯主年齢が65歳以上の１世帯当たりの現住居の住宅・宅地資産額は2,061万円となっており、金融資産の1,741万円を上回っている（平成26年全国消費実態調査）。このような資産の保有状況を踏まえると、リバースモーゲージは高齢者にとって有力な資金調達方法になりうる。政府もリバースモーゲージの可能性に期待しており、内閣府の「令和元年版高齢社会白書」では、「高齢者の資産の有効活用」の手段として「リバースモーゲージの普及を図る」ことが掲げられている。

（注21） リバースモーゲージのこれまでの展開は宮田・藤田（2019）で取り上げている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

(2) 金融機関の取組み

ただし、リバースモーゲージは、担保割れによって損失が生じるリスクが高く(注22)、商品化が難しいという課題がある。しかし、そのような課題があるなかでも、リバースモーゲージを取り扱う金融機関は増加してきている。国土交通省が18年10～12月に実施した調査では、リバースモーゲージを「現在商品として取り扱っている」と回答した金融機関は80機関（13年は19機関）、「商品化を検討している」は75機関（同39機関）にのぼっている(注23)。

リバースモーゲージに取り組み始めた金融機関がリスクを回避するためにとっている方法としては、以下の二つが挙げられる。

一つは、住宅金融支援機構の「リ・バース60」（第２表）を活用する方法である。リ・バース60は、同機構が民間金融機関の融資の保険者となるものである。19年９月末時点の取扱金融機関は56機関で、17年６月末の26機関から大きく増加するとともに、付保申請戸数と付保実績金額も右肩上がりで増加している（第９図）。また、19年４～６月においてリ・バース60の利用申請があった都道府県は37にのぼっており、利用は全国的に広がっている。

もう一つは、金融機関同士や不動産会社と提携する方法である。全国に先駆けてリバースモーゲージに取り組んできた東京スター銀行は、静岡銀行、三重銀行、大光銀行、千葉興業銀行、池田泉州銀行、多摩信用金庫と提携を結び（提携時期順、19年11月末時点）、提携先の金融機関に住宅担保の評価や融資後の管理などのノウハウを提供している。加えて、同銀行の子会社が融資の保証業務を引き受けている。不動産会社との提携としては、ハウスドゥグループが大阪信用金庫、大阪商工信用金庫、飯能信用金庫、知多信用金庫、大光銀行、神奈川銀行、足立成和信用金庫、尾西信用金庫と提携を結んでいる（提携時期順、19年11月末時点）。ハウスドゥグループは不動産販売のノウハウをもっていることから、リバースモーゲージにおける住宅担保評価や保証業務を行っている。

このように、金融機関がリバースモーゲージを取り扱うためには、担保割れリスク

第2表　リ・バース60の特徴

・満60歳以上が利用可能 ・用途は住宅に関するもの（リフォーム、住み替え等） ・担保評価額に対する融資限度額は、評価額の50%または60% ・毎月の支払いは利息のみ

資料　住宅金融支援機構webサイト

第9図　リ・バース60の利用状況

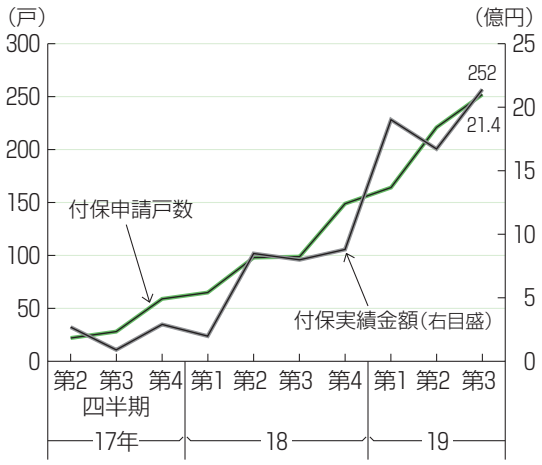

資料　住宅金融支援機構「【リ・バース60】の利用実績等について」
（注）　付保申請は、取扱金融機関から機構に申請があったもの。付保実績は、融資が実行され、住宅融資保険が付保されたもの。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

をいかに回避するかがポイントとなる。

(注22) リバースモーゲージには、①長生きリスク、②金利上昇リスク、③担保不動産価値下落リスクの３大リスクがあるとされている。詳細は、国土交通省（2015）46頁を参照されたい。

(注23) 国土交通省住宅局「民間住宅ローンの実態に関する調査」による。調査対象は住宅ローンを供給している全ての民間金融機関（預金取扱金融機関のほか、保険会社、モーゲージバンクを含む）で、回答率は18年調査が96.4%、13年調査が96.5%。

5　リフォームローンの動向

(1)　注目される背景

総務省統計局の「住宅・土地統計調査」によると、18年の空き家率（空き家数/総住宅数）は13.6％で、前回調査の13年からさらに上昇し、過去最高値となっている。空き家の増加が社会問題となるなか、空き家の発生防止策として、既存住宅のリフォームや中古住宅の流通を活性化することが重要となっている。また、わが国の家計資産において住宅資産の占める割合が高いことからも、住宅ストックの活用は課題となっている。以上のような理由から、既存住宅・リフォーム市場の活性化は、16年３月に閣議決定された「住生活基本計画」のなかで政策目標としても掲げられている。

(2)　現状の市場規模

リフォーム時にはリフォーム資金の需要が発生することから、金融機関には資金供給の役割が求められている。

現状の住宅リフォーム市場の規模（リフォーム工事の受注高）をみると、17年度が3.8兆円、18年度が3.9兆円となっている(注24)。一方で、民間金融機関のリフォームローンの17年度の貸出実績は、新規実行額が1,010億円、残高（年度末）が4,564億円である（国土交通省住宅局（2019））。住宅リフォームの市場規模に対し、リフォームローンの新規実行額は３％弱にとどまっている。このことから、現状ではリフォームの際にローンを利用する人はあまり多くないと言える。

(注24) 国土交通省「建築物リフォーム・リニューアル調査報告」の建築物リフォーム・リニューアル工事の受注高（住宅に係る工事）による。

(3)　金融機関の取組み

リフォームローンの利用者が少ない理由の一つとしては、必要な金額があまり大きくないために、手元資金で工面しようとする人が多いことが考えられる。しかし、それだけでなく、リフォームローンの情報が不足していることも一因となっている可能性がある。例えば、住宅リフォームを検討している人を対象とした調査からは、「リフォームのための借り入れ自体に馴染みがない」人や「借入機関についての情報が不十分である」と考える人が多いことが読み取れる（第10図）。この結果は、リフォーム時の資金ニーズに対し、資金供給が十分に行われていないことを示唆している。

このように、金融機関は現状ではリフォーム時の資金需要にあまり対応できていないと考えられ、今後はより積極的に取り組んでいく必要があるだろう。リフォーム検討者との接点を増やし、情報を提供できるように工夫することが求められる。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第10図　金融機関からのリフォーム資金借入れに対する考え（「そう思う」「まあそう思う」の割合の合計、n=995）

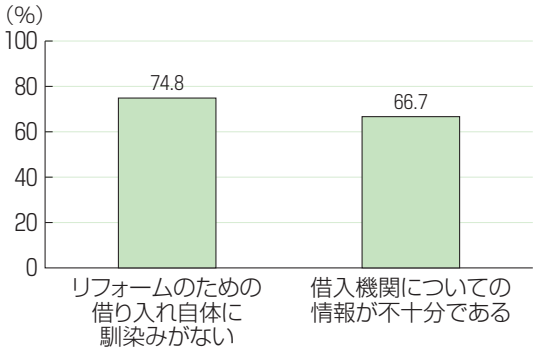

資料　住宅リフォーム推進協議会「住宅リフォーム潜在需要者の意識と行動に関する調査　第11回報告書」
（注）　調査対象は、持ち家に居住する全国の30歳以上の男女で、住宅リフォームをしようと考えている人。調査時期は18年9月。

おわりに

本稿では、金融仲介機能の一層の発揮の視点から、個人向け貸出について、最近の動向と金融機関の取組みを検討した。

金融機関は、金利競争による住宅ローン金利の低下や、カードローンの過剰融資といった問題に直面している。これらに対する金融機関の取組みのポイントとして、以下のことが指摘できる。まず住宅ローンの金利競争の問題については、金利以外の面で利用者を引き付ける方法の一つとして、利用者からの相談に丁寧に応じることが重要となっている。そして、カードローンの過剰融資の問題については、融資態勢の厳格化を進めるとともに、利用者の資金の悩みに向き合うことも必要とされている。これらを踏まえると、金融機関は単に貸出を実行するだけでなく、利用者の相談に耳を傾け、返済計画などを提案していくことが一層求められていると言えよう。そのほかに、高齢者の老後資金や既存住宅のリフォーム資金など、需要が高まっている資金への対応も重要である。老後の資金不足や既存住宅の活用は社会的な問題にもなっており、金融機関は資金の供給を通して課題解決に関わっていくことが期待されている。

＜参考文献＞

- 菊重琢（2017）「改正貸金業法公布後の無担保ローン市場と戦略推進上のポイント」『個人金融』秋号
- 金融庁（2018）「銀行カードローンの実態調査結果について」８月22日公表
- 金融庁（2019）「銀行カードローンのフォローアップ調査結果について」９月18日公表
- 国土交通省（2015）「中古住宅市場活性化ラウンドテーブル報告書附属資料」
- 国土交通省住宅局（2019）「平成30年度民間住宅ローンの実態に関する調査結果報告書」
- 小林俊介・鈴木雄大郎（2019）「『駆け込み需要』の徹底検証（業種別・品目別）」19年11月30日アクセス
  https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20191030_021101.html
- 佐藤安裕（2009）「いまこそ協同組合の出番！！──JA山形市の多重債務相談──」『農業協同組合経営実務』５月号
- 住宅金融支援機構（2018）「2018年度民間住宅ローンの貸出動向調査結果」
- 日本銀行（2019）「金融システムレポート（2019年10月号）」
- 日本金融通信社（2019a）「個人向けローン残高（全国銀行2019年３月末）」『ニッキンレポート』６月17日号
- 日本金融通信社（2019b）「信組の個人ローン残高（2019年３月末）」『ニッキンレポート』９月23日号
- 日本金融通信社（2019c）「住宅ローンの金利優遇概要（全国銀行2019年10月調査）」『ニッキンレポート』10月21日号
- 日本経済新聞（2018）「地銀、定型作業を自動化」11月６日付
- 日本経済新聞電子版（2019a）「『＃お金貸します』SNSにワナ 個人装い違法金利を要求」６月10日付
- 日本経済新聞電子版（2019b）「住宅ローン金利低下、変動型0.4%台の攻防──疾病保障の付帯などトータルな比較を──」８月10日付

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

・日本経済新聞電子版（2019c）「住宅ローン金利、長期固定で0.6%台も 変動型と拮抗──金利急低下、家計に波及──」９月６日付
・古江晋也（2018）「転換期を迎える銀行カードローン市場」『金融市場』５月号
・古江晋也（2019）「生活応援運動に取組む東海労働金庫」『金融市場』８月号
・宮田夏希・藤田研二郎（2019）「個人リテール金融の最近の注目点──高齢社会への対応を中心に──」『農林金融』１月号

＜参考webサイト＞

・東京スター銀行「ニュースリリース」19年11月30日アクセス
http://www.tokyostarbank.co.jp/
・ハウスドゥ「ニュースリリース」19年11月30日アクセス
https://www.housedo.co.jp/

（みやた　なつき）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2019

A4判　193頁
頒 価　2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編　集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153
発　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2019年12月

森林環境譲与税の執行環境に関する速報と地域差分析の試み

主事研究員　多田忠義

〔要　　旨〕

森林の公益的機能がより一層発揮されるよう市町村および都道府県が実施する森林整備やその促進にかかる財源を確保するために森林環境税および森林環境譲与税が創設された。その関係法と政令は2019年４月に施行され、同年９月に１回目の譲与金が市町村および都道府県に譲与された。この税は、かねてより林野行政、森林を抱える地域の議員の双方から創設が望まれていたが、林野のない市町村にも譲与されることとなった。

本稿は、森林環境譲与税がどのような特徴を持つ地域に譲与されたかを把握し、所有区分別林野面積に基づく市町村の林野類型や市町村の林業雇用吸収力を用いて地域差の分析を試みたものである。私有林の割合が高く、譲与額が小さい類型に所属する市町村では、使途を定められずに譲与金を全額基金に積み立てると推測されたが、譲与額、市町村の林野類型などに地域差があるにもかかわらず、森林環境譲与税を活用しようと議論している市町議会もあった。

一部市町村では、森林環境譲与税の使途が定まっておらず、一方で森林環境譲与税の増額が予定されているため、森林組合をはじめとする森林・林業関連事業体は、森林整備、担い手確保、人材育成、木材利用、自治体間連携、排出権取引などの様々な税の活用方法を市町村へ継続して提案することが重要であると考えられる。

目　次

1　本稿の目的と調査方法
2　森林環境税および森林環境譲与税の特徴と既存施策との関係
　(1)　森林環境税および森林環境譲与税の創設経緯
　(2)　森林環境税および森林環境譲与税の性質と地球温暖化対策との関係
　(3)　森林環境税の賦課徴収および森林環境譲与税の譲与基準と人口指標導入の意味
　(4)　森林環境譲与税の譲与基準および譲与額の見通し
3　市町村の類型化と森林環境譲与税の譲与額試算
　(1)　所有区分別林野面積に基づくクラスター分析
　(2)　修正特化係数に基づく基盤産業の有無抽出
　(3)　2019年度の森林環境譲与税譲与額の地域性
4　市町村の林野類型を用いた特徴把握の試みと譲与税の使途をめぐる議論
　(1)　林野面積・私有林人工林面積がゼロの市町村
　(2)　林野類型・基盤産業と森林環境譲与税の見込額
　(3)　市町村議会の討議状況
　(4)　小括
5　森林環境譲与税の有効活用に向けた当面の検討事項
　(1)　森林組合をはじめとする森林・林業関連事業体は森林環境譲与税の使途提案活動を継続すること
　(2)　排出権・金融取引の活用可能性を検討すること
　(3)　森林環境税の譲与額は人口減少などで減額される可能性があること

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

1　本稿の目的と調査方法

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（法律第３号平成31年３月29日、以下「法」という）が施行され、同年９月30日に最初の譲与金99億9,912万１千円（都道府県分19億9,997万７千円、市町村分79億9,914万４千円）が譲与された。この税は、森林の公益的機能を発揮させるために市町村および都道府県が実施する森林整備やその促進に関する施策の財源に充てることを目的として創設された。

この法が施行される以前から、一部の都道府県や市は独自に超過課税を実施し、森林整備や治山対策、木材利用促進等に取り組んできたが、この法の施行により、住民税均等割の納税義務者すべてから一律に税を徴収し、すべての都道府県、特別区を含む市町村に森林環境譲与税が譲与されることとなる。そして、都道府県および市町村は、課税目的に基づく各種施策を実施する必要が生じている。森林環境譲与税を財源とする施策は地域それぞれの条件に対応して多様となることが予想されるものの、これまで林野行政は主に都道府県が推進してきたため、市町村のなかには人員・経験等の不足により、税の有効な活用に関する知見・情報の需要があると考えられる。一方、森林整備やその促進等に知見を有する森林・林業関連事業体（森林組合、素材生産業者、製材業者、建築業者等）は、市町村に対し、税の有効活用に関する参考情報の提供や市町村との協力・連携を模索できると考えられる。このとき、森林・林業関連事業体は、市町村が置かれた税の執行環境を系統的に理解するための情報が不足していると考える。また、林野面積が存在しない市町村がどの程度存在するかも、森林環境譲与税を有効活用するうえで明らかにしておくべき前提情報であると考える。

こうした現状認識のもと、本稿は既存の市町村データ、および都道府県データにより、初年度の森林環境譲与税譲与額の地域差を可能な範囲で速報する。具体的には、①森林環境税および森林環境譲与税の創設経緯や譲与額の全国分布の特徴などを把握、②2015年農林業センサスの所有区分別林野面積を用いた市町村の類型化とその特徴の把握、③得られた市町村の林野類型および修正特化係数と対比した森林環境譲与税の譲与額および市町村議会の対応状況等の把握、の３点に焦点を当てる。こうして得られた情報は、税の多様な執行環境の地域差を分析する試みという側面も持ち合わせている。

調査方法は、統計分析とWeb等で公表されている公式情報の収集である。前者では、所有区分別林野面積を用いてクラスター分析により市町村を類型化するとともに、林業が他の市町村の林業よりも基盤産業である市町村を総務省が公表する修正特化係数（１より大きければ基盤産業）から明らかにした。そして、これらに対し森林環境譲与税の譲与額を用いてクロス集計した。後者では、自治体Web、議会Web、各種報道や

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

森林組合へのヒアリング等で得た森林環境譲与税を財源とする市町村の施策・予算の情報を整理した。

2　森林環境税および森林環境譲与税の特徴と既存施策との関係

(1)　森林環境税および森林環境譲与税の創設経緯

森林環境税および森林環境譲与税は、農林水産省がかねてより創設を要望してきた税の一つである。林野庁Web(注1)によれば、1985年度に水源税、2004～15年度に環境税（地球温暖化対策税）、13～17年度に森林環境税の創設を要望している。この環境税および森林環境税は、それぞれ、京都議定書の発効、パリ協定の採択・発効という国際的な地球温暖化対策の枠組みに基づき国内対策が開始された時期に創設を要望しており、前者は、森林吸収源対策に関する財源確保、後者は、これに加え、災害防止等を図るための安定的な財源確保という位置づけがなされている。

一方で、森林整備の推進に関する税の創設は、議員の有志団体や森林を多く有する市町村の連盟も要望し続けてきた。「全国森林環境税創設促進議員連盟」（19年７月解散）は、18年12月時点で355の市町村議会が加盟(注2)し、94年に「森林交付税創設促進全国議員連盟」を設立して以来、一貫して森林環境税の創設を求める運動を展開してきた。また、「全国森林環境税創設促進連盟」（19年４月解散）は、17年10月末時点で629市町村が加盟しており、06年の創設以降、同議員連盟と行動を共にしてきた。さらに、16年４月以降、35の道県議会から、地方自治法第99条に基づいて、森林環境税の早期導入等を趣旨とする意見書が提出されている(注3)。このほか、全国知事会、全国市長会、全国町村会等の地方団体も、森林吸収源対策や森林保全等に関する財源措置を要望してきた(注4)。

こうした要望や国内外の情勢等を踏まえ、12～14年度に公表された与党税制改正大綱では、森林吸収源対策等の財源確保に関する記述が登場し、15～16年度に公表された大綱では、地球温暖化対策における森林吸収源対策の記述は残しつつも、森林整備による国土保全、地方創生、快適な生活環境の創出などといった観点が加えられた。さらに、市町村が主体となって森林・林業施策を推進することも、15年度発表の大綱から明記された。そして、17年度に公表された与党税制改正大綱ならびに財務省税制改正の大綱では、「森林吸収源対策に係る地方財源の確保」という見出しで森林環境税および森林環境譲与税の創設が明記され、冒頭のとおり、法および関連する政令の施行に至っている。

（注１）（参考）森林環境税を巡る経緯
http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyouzei/kankyouzei_jouyozei.html#sankou（2019年12月５日最終確認）

（注２）全国森林環境税創設促進議員連盟−概要
https://www.city.murakami.lg.jp/site/giin-renmei-shinrinkankyouzei/forest-giin-gaiyo.html（2019年12月７日最終確認）

（注３）森林吸収源対策税制に関する検討会　報告書
http://www.soumu.go.jp/main_content/

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

000518193.pdf（2019年12月７日最終確認）
（注４）森林吸収源対策等の推進について
http://www.soumu.go.jp/main_content/
000418029.pdf（2019年12月９日最終確認）

（2）　森林環境税および森林環境譲与税の性質と地球温暖化対策との関係

第198回国会で衆参両議院に提出された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案(注5)では、提案理由を「森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税を創設し、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である」（下線は筆者）としている。ここでいう森林の公益的機能は、法の概要を説明した第１図によれば、地球温暖化防止機能、災害防止・国土保全機能、水源涵養機能等とあり、こうした森林の公益的機能が発揮されるような税の活用が求められていることがわかる。

一方で、森林環境譲与税以外でも、森林吸収源対策に関する地方財政支援が実施されている。地方財政計画では、16年度から重点課題対応分として、森林吸収源対策等の推進に500億円が措置されており、①林地台帳の整備の推進、②森林所有者の確定、境界の明確化、施業の集約化の促進、③林

第１図　森林環境税および森林環境譲与税の仕組み

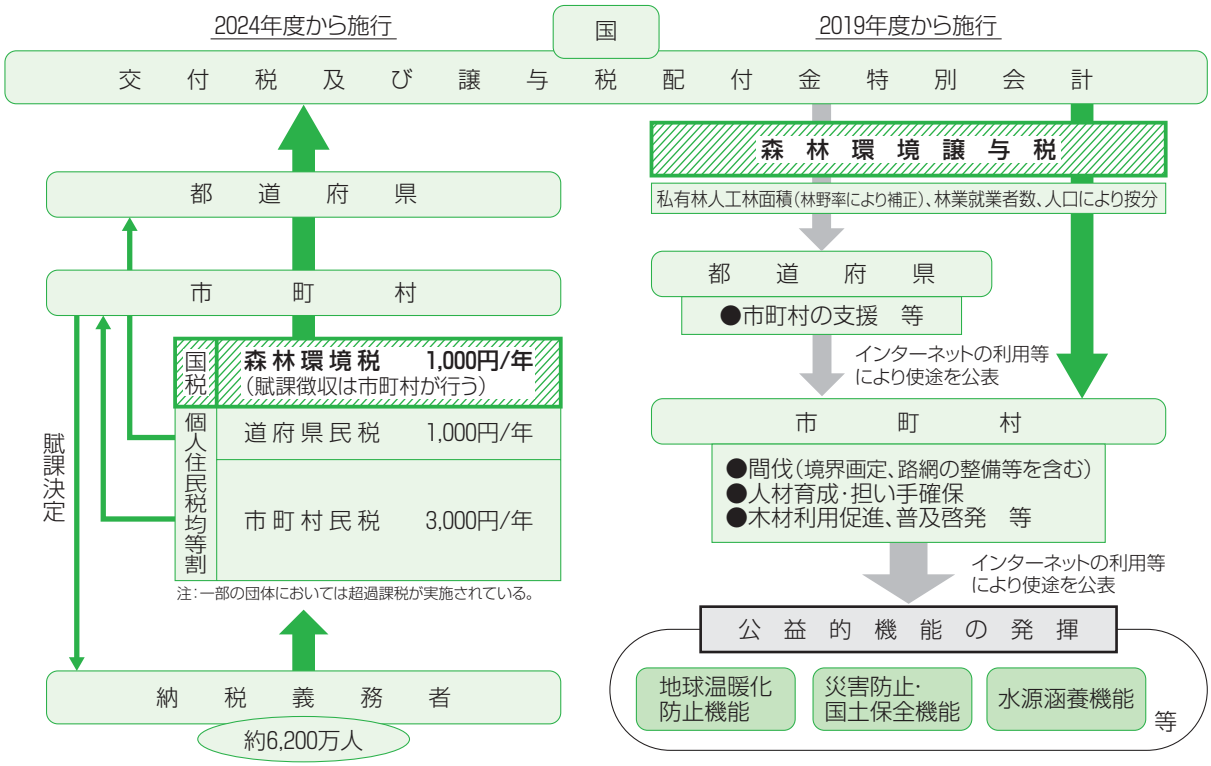

出典　林野庁Web「森林環境税及び森林環境譲与税」

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

業担い手対策、④間伐等により生産された木材の活用、を使途とする普通・特別交付税が林野面積や林業従事者等に基づいて交付されている。

さらに、執筆時点で、37都道府県、１市町村では、森林環境税および森林環境譲与税の創設に先立ち、森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税が実施され、これら38団体の税収は、319億円（15年度決算額）に達している。(前掲注3)

また、林野庁は、03年から12年までの10年間、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」の主要施策の一つとして間伐および造林（特定間伐等）を推進しており、京都議定書第１約束期間（08～12年）の５年間は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）を施行させ、間伐等を積極的に支援してきた。日本は、京都議定書第２約束期間（13～20年）に参加していないものの(注6)、首相官邸や環境省などが中心となり、20年時点の温室効果ガス削減の自主目標を立てて温室効果ガスの排出削減を推進するなか(注7)、特定間伐等の支援措置を20年まで延長することなどを盛り込んだ森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律第24号）の施行を受け、林野庁は、継続して森林吸収源対策に取り組んでいる(注8)。

こうした税創設の経緯や既存の森林吸収源対策に関する財源措置の経緯を踏まえると、森林環境税および森林環境譲与税は、森林の公益的機能発揮、とりわけ地球温暖化対策のための財源として活用されるべきことは明らかである。一方、すでに、重点課題対応分として年500億円の地方交付金が措置されていること、特定間伐等の施策が推進されていること、19年12月20日に公表された20年度の地方財政対策では、災害防止・国土保全機能強化等の観点から森林整備を一層促進させるため、森林環境譲与税の増額予定が示されたこと等を踏まえると、森林整備推進上のあい路を打開する各種事業や災害防止・国土保全機能に関する対策事業に対して、重点的に森林環境譲与税を財源として措置することが望まれる。

（注５）森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19809006.htm（2019年12月９日最終確認）

（注６）京都議定書第二約束期間の目標
http://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/con_4.html（2019年12月９日最終確認）

（注７）2020年に向けた我が国の新たな温室効果ガス排出削減目標
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/ert2020.html（2019年12月９日最終確認）

（注８）森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法
http://www.rinya.maff.go.jp/j/kanbatu/kanbatu/sotihou.html（2019年12月９日最終確認）

（3） 森林環境税の賦課徴収および森林環境譲与税の譲与基準と人口指標導入の意味

森林環境税は、国民一人一人から広く負担を求めるため、個人住民税の均等割を1,000円引き上げ、24年度から賦課徴収を開始する（第１図、第２図）。東日本大震災を教訓として全国で実施する防災施策の財源に、14年度から1,000円増額していた個人住

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2図　森林環境譲与税の譲与額、譲与割合および譲与基準

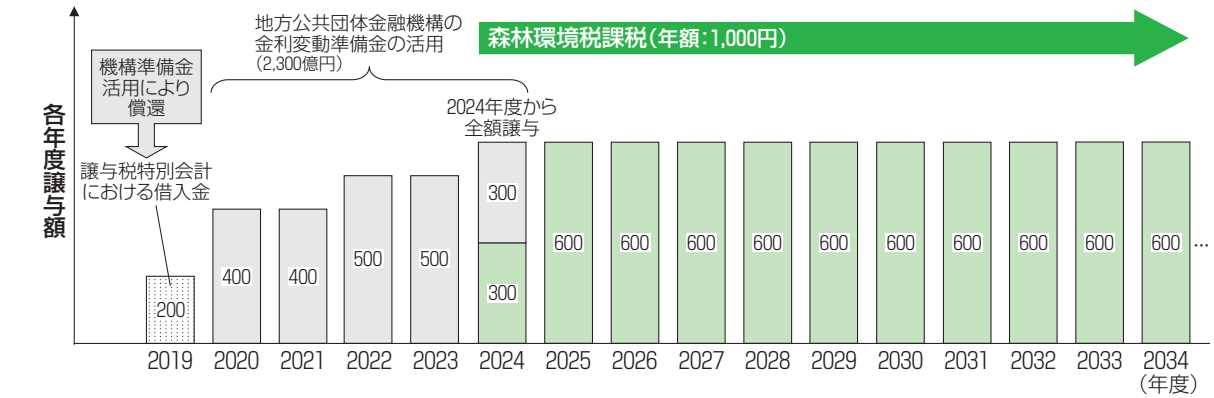

市：県の割合	80：20			85：15		88：12		90：10
（市町村分）	160	320 →	400 →	480	510 →		528 →	540 →
（都道府県分）	40	80 →	100 →	120	90 →		72 →	60 →

【譲与基準】

- 市町村分
  - 50%：私有林人工林面積　（※以下のとおり林野率による補正）
  - 20%：林業就業者数
  - 30%：人口
- 都道府県分
  - 市町村と同じ基準

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

資料　林野庁Web「森林環境税及び森林環境譲与税」、総務省Web「令和2年度地方財政対策の概要」より筆者作成

民税の均等割が23年度で終了することを考慮した設計となっている。(注9)

森林環境譲与税の譲与基準は、17年12月14日に公表された平成30年度与党税制改正大綱で示された私有林人工林面積、林業就業者数、人口の３指標が法制化されたが、その素案は、17年４月、総務省地方財政審議会に設置された「森林吸収源対策税制に関する検討会」での７回にわたる議論、および同年11月21日に公表された当該検討会の報告書で確認できる。これらの議論や報告書では、客観性の高い指標として私有林人工林面積を用いることが考えられるとし、担い手確保に要する費用に関連する指標として、林業就業者数等を用いることが提案されている。それから１か月足らずで公表された与党税制改正大綱で人口が指標に加えられた。香坂・内山（2019）も、この点については複数の行政ヒアリングによって確知しており、「納税者の数を反映させるという論理で導入された」と、人口が譲与基準に加えられた理由を説明している。

このことに関連し、林野庁長官の本郷氏は、19年11月25日に開催された林業経済学会2019年秋季大会公開シンポジウム「徹底討論：林政の新展開を問う」で登壇し、森林環境税および森林環境譲与税の政策決定プロセスについて、当時自身は国有林野部長だったため詳細は不明としながらも、規制改革推進会議、未来投資会議等々、様々な力学のなかで創設された税だったと述べた。

これらの状況から推察すると、人口を譲与基準に加えた背景には、私有林人工林や林業就業者数が皆無である市町村に配慮するような力が働いた可能性がある。なぜならば、前出の「全国森林環境税創設促進連

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

盟」に加盟する市町村は全市町村の3.6割、「全国森林環境税創設促進議員連盟」は同じく２割で過半数に達しておらず、税創設の理解を納税者から得るには相応の配慮で、これに応えたものと推察される。この結果、後述のとおり、人口が集中する都市部への譲与額が相対的に大きくなり、森林整備を必要とする市町村への譲与額が相対的に小さくなっていることは周知のとおりである。また、こうした譲与基準に問題を感じる一部地方議会では、基準見直しを求める意見書が決議されている(注10)。また、第198回国会衆議院総務委員会第３～６号会議録、同参議院総務委員会第４～７号会議録には、人口を譲与基準とすることの意義や根拠に関するやり取りが記録されており、国会議員からも譲与基準に人口指標が加わっていることや３割で按分する合理性に疑問が呈されている。

別の観点から、人口を譲与基準の指標に組み入れる意義を指摘できる。それは、国産材の需要創出である。森林整備が進められた場合、木材供給量は増加することが期待されるが、施策による供給増加は木材価格の下落を招きやすいため、この点を克服できるよう、木材需要の創出にも一定の対策を講じたといえる。例えば、遠藤（2007）は、需給のマッチングを行わない間伐補助事業は国産材価格の下落要因と考えられるとしたほか、12年度の森林・林業白書では「国産材素材の価格下落は、国産材の需給のミスマッチが生じたことによると考えられる」と指摘している。このことは、前述の衆参委員会で政府側が人口を譲与基準に組み入れたことを正当化する答弁でも述べられている。すなわち、人口が多いことで高い譲与額となった自治体では、国内の森林整備をより一層推進させるような木材・木製品の需要を創出することに森林環境譲与税を執行する必要がある。

なお、森林環境譲与税で木材利用を進めるにあたり留意すべき点が一つある。それは、WTO政府調達協定が適用される地方政府の機関に政令指定都市が含まれており、木製品の調達や木造建築物・内装木質化等の発注（入札）で、当該自治体は国産材と外材を無差別に取り扱う必要があるという点である。仮に、森林環境譲与税で調達した木材・木製品が外材由来であれば、税の創設目的から逸脱する可能性があり、説明責任を果たしにくくなる。そのため、調達時の要件定義は十分に工夫する必要がある。

（注９）平成30年度与党税制改正大綱（17年12月14日公表）では、24年度からの賦課徴収開始について次のように記述されている：「森林環境税（仮称）については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための個人住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税する。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる需要量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。」

(注10) 19年10月４日に宮城県議会から「森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する意見書」が関係国務大臣・衆参議長宛に提出されている。また、「森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること」という項目を盛り込んだ「地方財政の充実・強化を求める意見書」が複数の都道府県および市町村議会で可決され、同様に提出されている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

(4) 森林環境譲与税の譲与基準および譲与額の見通し

森林環境譲与税の譲与基準は、法および施行規則（総務省令第40号〔平成31年３月29日〕）に基づき、17年３月31日時点の森林資源の現況における私有林人工林面積、15年実施の国勢調査における林業就業者数および人口の３つの指標に基づいて算出される。私有林人工林面積は、15年実施の農林業センサスにおける林野率で補正することとなっており、林野率が75％以上85％未満であれば1.3倍、85％以上は1.5倍とする。各市町村に対する譲与額の算定方法は、まず総額の５割を私有林人工林面積、２割を林業就業者数、３割を人口に割り当てたうえで、各指標値の対全国シェアにより市町村に按分し、これらの合算額を市町村に譲与する。

森林環境譲与税の譲与額は、税創設当初に比べ、20～32年度分が増額される予定である。19年12月20日公表の「令和２年度地方財政対策の概要」によれば、第２図のとおり、19年度は200億円、20～21年度は400億円、22～23年度は500億円、24年度は、同年度の住民税均等割の賦課徴収が６月以降開始され、年度内に満額徴収されないことを踏まえた約300億円に300億円を加えた約600億円、25年度以降は、現状の納税義務者数であれば約600億円である。19年度は、都道府県分の割当額が40億円、市町村分の割当額が160億円で、９月と３月の２回に分けて80億円ずつ譲与される。なお、20年度以降の森林環境譲与税の増額は、法等の改正および20年度予算成立を受けて実施される。

ちなみに、福島県浜通りに位置する原発事故の影響を受けた９市町村では、譲与基準となる林業就業者数と人口の算定に特例が設けられている（それぞれ、省令で「特例数」「特例人口」という）。また、15年の国勢調査後に市町村の境界変更等を実施し、都道府県知事が人口を告示した場合は、その人口が譲与基準となる。これらのほか、譲与額算定にかかる端数の処理方法も省令に定められている。

3 市町村の類型化と森林環境譲与税の譲与額試算

(1) 所有区分別林野面積に基づくクラスター分析

まず、どの指標に基づいて市町村の類型を得るべきか検討する。市町村の譲与額の特徴を分析するうえでこれらの譲与基準の数値をそのまま分析に用いることも可能だが、特例人口は公表統計では算出できず、都道府県知事による市町村人口の指定の有無も現時点で確認できなかったため、市町村を類型化する指標から除外した。また、秘匿なしに全市町村の数値が公表されている森林・林業関係の統計は、管見の限り、極めて限定的である。総務省が公表する市町村ごとの林業一般職員数は、譲与前である18年の数値が最新で、森林経営管理制度の導入や森林環境譲与税の譲与開始に伴う増員等の状況を反映しておらず、市町村別決算状況調では、17年度が最新で、林業費を区分できるが、木材利用に関する事業費

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

を区分できないため、採用しなかった。こうした統計の制約と森林環境税および森林環境譲与税が森林整備の促進を第一の期待事項としていることを考慮し、以下では、所有区分別林野面積と修正特化係数を用いる。なお、これらのデータは、譲与額の算定に用いられる私有林人工林面積および林業就業者数に対応しているが、林野面積や就業人口全体といった背景情報を含んでいる。

まず、所有区分別林野面積を用いて市町村の林野類型を得る。15年時点の林野面積に占める国有林、都道府県有林、市町村有林、私有林の割合を市町村（全体で1,741）ごとに求め、そのうち林野面積を有する1,641市町村については、統計ソフトR（3.6.1）を用いて、階層クラスター分析（ユークリッド平方距離、Ward法(注11)）を実施した。得られたデンドログラムや情報量の欠損を示す指数などから、林野面積を有する市町村は６クラスターに分類することが妥当と判断した。結果、市町村の林野類型は、林野面積ゼロの分類も加えた７類型を得た。

また、階層クラスター分析で得られたクラスターごとに所有区分別林野面積の割合の平均値を求め、６つのクラスターは、構成比の大きな所有区分に基づき、国有林率の高い市町村（「国有林型」）、国有林と私有林で主に構成される市町村（私有林割合の高い順に、「私有林型Ⅰ」「私有林型Ⅱ」「国有・私有林型」）、公有林率の高い市町村（「市町村有林型」「都道府県有林型」）と命名した（第１表）。

なお、独立行政法人等、森林整備法人および財産区が所有する林野面積の割合は、クラスターの解釈が複雑になることを避けるため、クラスター分析に含めなかった。念のため、これら３つの所有区分も含めたうえで同様に階層クラスター分析を実施し、得られた結果を前述の６つのクラスターと比較した結果、所属クラスターが変化した市町村は39で、クラスターの解釈に与える影響は軽微であると判断した。

第３図は得られた林野類型の分布を地図化したものである。北海道では国有林型、国有・私有林型、都道府県有林型が多く、本州では、東北地方から北関東、長野県および宮崎県南部から鹿児島県北部にかけて国有林型や国有林の割合が比較的高い国

第１表　所有区分別林野面積の割合に基づく市町村の林野類型結果

（単位　%、市町村）

林野類型	割合					該当市町村数
	国有林	都道府県有林	市町村有林	私有林	計	
市町村有林型	3.9	1.3	79.9	14.7	99.9	22
都道府県有林型	3.2	43.6	5.0	43.8	95.6	93
私有林型Ⅰ	1.1	1.7	3.0	91.7	97.5	650
私有林型Ⅱ	13.2	2.4	9.8	68.0	93.3	505
国有･私有林型	34.9	5.3	9.1	42.8	92.2	167
国有林型	67.6	1.6	5.2	22.8	97.2	204
林野なし	-	-	-	-	-	100
総計	-	-	-	-	-	1,741

資料　農林水産省「農林業センサス」に基づき筆者作成
（注）１　林野類型（クラスター）の解釈は以下のとおり。
市町村有林型　：市町村有林の割合が比較的高い市町村
都道府県有林型：都道府県有林の割合が比較的高い市町村（私有林も一定の割合を占める）
私有林型Ⅰ　：私有林の割合がほとんどを占める市町村
私有林型Ⅱ　：私有林型Ⅰに比べ私有林の割合は低いが、私有林の割合が高い市町村
国有･私有林型：私有林が国有林と同程度の割合を占める市町村
国有林型　：過半が国有林で占められる市町村
２　独立行政法人等、森林整備法人および財産区が所有する林野面積の割合は除いたため、各林野類型の割合は100%とならない。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第3図　林野所有区分に基づく市町村類型

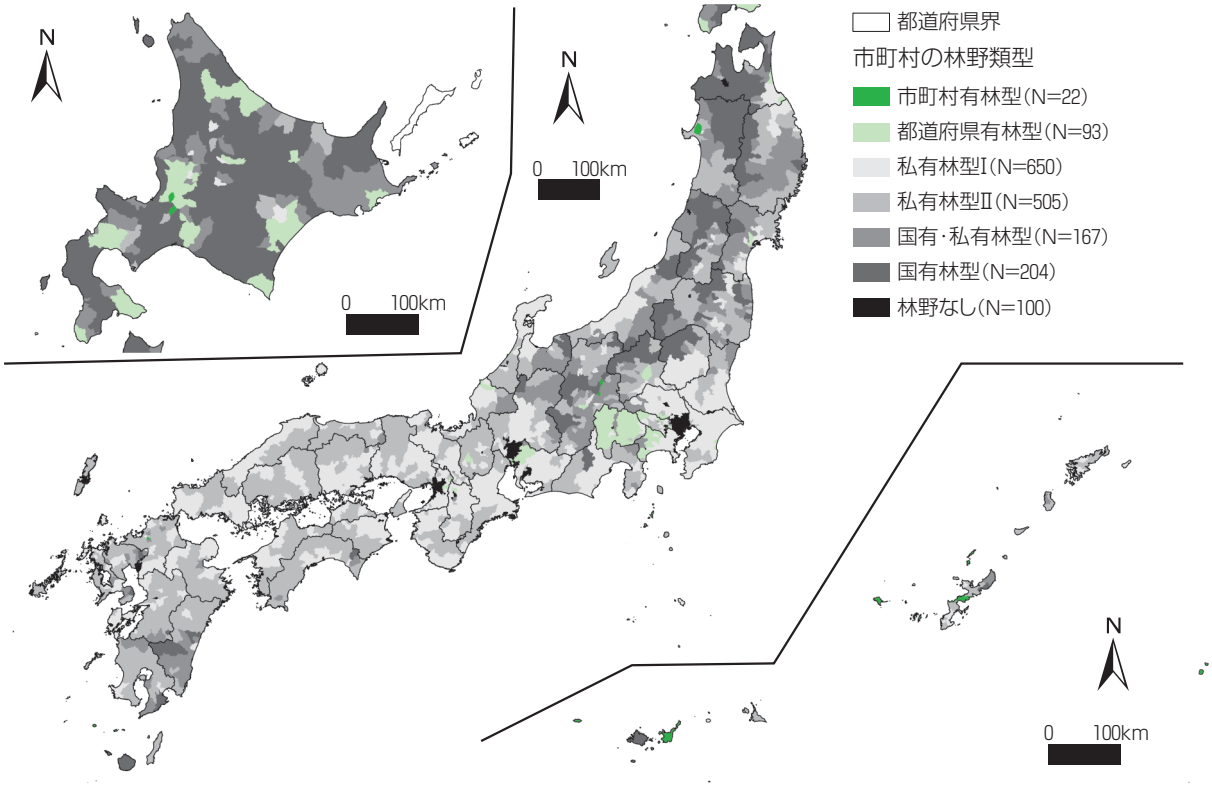

資料　総務省統計局「国勢調査境界データ」、農林水産省「農林業センサス」に基づき筆者作成

有・私有林型および私有林型Ⅱが分布する。北海道以外で都道府県有林が多くみられるのは山梨県と神奈川県西部である。これ以外の地域は、おおむね私有林型Ⅰ・Ⅱに区分され、私有林型Ⅱのほうが、内陸側に位置していることが特徴である。

(注11) 定量データで一般的に採用されるユークリッド平方距離を採用した。また、まとまりのあるクラスターを作るため、解釈しやすい特徴があるWard法を採用した。

(2)　修正特化係数に基づく基盤産業の有無抽出

次に、総務省が公表する修正特化係数を用いて、林業が基盤産業である市町村とそうでない市町村とに区分する。ここでいう林業が基盤産業である市町村とは、ある市町村の全産業従事者に占める林業従事者の割合（林業従事者比率）が、全国の林業従事者比率よりも高く、林業の雇用吸収力が相対的に高い市町村を指す(注12)。ここで用いる修正特化係数は、市町村・産業ごとの従業者数と自足率（詳細は付録を参照）から求めたもので、林業の場合、ある市町村の全産業従業者数に占める林業従事者比率を全国の林業従事者比率で割り、その結果に林業部門の需要合計に占める国内生産額を示す自足率を乗じたものである。この値が1を超えれば、その産業はある市町村にとって基盤産業であることを示す。

この係数を使用するうえでの留意事項は、

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

①各産業の労働生産性に地域差がないと仮定している点、②修正特化係数は１を基準とした相対的な指標である点、③第一次産業の修正特化係数の実態とのかい離が大きくなりがちな点、の３点が挙げられている。(注13)
①については、森林環境譲与税の譲与基準の一つは林業就業者数で市町村ごとの労働生産性の違いは考慮されていないため、譲与額と修正特化係数とを比較分析するうえで好都合である。②については、１が基準となっていることから、本稿では、1を超えているか否かだけに着目する。また、林業は経済規模が相対的に小さく、留意事項③のとおり、基盤産業と判定されても、市町村の全産業の経済規模に占める林業の経済規模の割合は低い可能性が高い。しかし、ある市町村の林業の雇用吸収力が全国平均よりも高いかどうかが比較可能となるため、依然として有意義と考える。

以上を踏まえて得られた市町村の林野類型と林業に関する修正特化係数とをクロス集計したものが第２表である。林野面積に占める国有林・都道府県有林の割合が高くなるほど、林業が基盤産業である市町村の割合が高い傾向にある。こうした市町村では国有林の請負作業が存在するため林業の雇用吸収力が高いと考えられ、修正特化係数が１よりも小さい市町村に林産物や林業サービスを提供している可能性があるといえる。一方、私有林型Ⅰでは、林業が基盤産業でない市町村が、林業が基盤産業である市町村の2.5倍存在し、全国平均よりも林業の雇用吸収力の弱い市町村が多い。すなわち、林業従事者数を譲与基準とすると、林業が基盤産業でない市町村に林業労働力を確保するための財源として森林環境譲与税が重点的に配分されていない可能性が高く、こうした市町村に対し、林業従事者数を補正するなどの配慮が求められることを示唆する。

第2表　市町村の林野類型と基盤産業の有無との関係

（単位　市町村、%）

林野類型	林業は基盤産業でない	林業は基盤産業である	基盤産業の割合	総計
市町村有林型	22	-	-	22
都道府県有林型	48	45	48.4	93
私有林型Ⅰ	468	182	28.0	650
私有林型Ⅱ	233	272	53.9	505
国有･私有林型	67	100	59.9	167
国有林型	67	137	67.2	204
林野なし	99	1	1.0	100
総計	1,004	737	42.3	1,741

資料　農林水産省「農林業センサス」、総務省「地域の産業･雇用創造チャート」に基づき筆者作成

(注12) 基盤産業とは、地域外から需要を稼ぎ、モノやサービスを地域の外へ移出している産業のことを指す。このとき、産業・地域ごとの労働生産性および外需依存度を考慮して修正特化係数を算出する必要があるが、ここで用いる修正特化係数は、産業・市町村ごとの労働生産性は一律で、国際輸入依存度は産業ごとに日本国内で一律と仮定しているため、あくまでも、定義式に従って雇用吸収力の高低で基盤産業を説明している。

(注13) 地域産業構造の見方、捉え方（総務省統計局）https://www.stat.go.jp/info/kouhou/chiiki/pdf/siryou.pdf（2019年12月９日最終確認）

(3)　2019年度の森林環境譲与税譲与額の地域性

市町村の林野類型が整ったので、今度は、森林環境譲与税譲与額を整理する。森林環境譲与税は、譲与額の決定にあたり総務省地方財政審議会で意見聴取されることとなっており、19年９月30日に譲与された森林

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

環境譲与税の市町村・道府県別譲与金一覧は、同年９月27日開催の同審議会[(注14)]の説明資料[(注15)]から入手した。本稿では、19年度の譲与額を９月と３月の２回に分けて譲与することから、当該資料に記載のある譲与額を２倍して19年度の譲与額（以下「見込額」という）と称している。

第４図は得られた見込額の四分位より市町村を等量分類したものである。見込額の最低は1.6万円、最高は1.4億円、平均918.9万円、中央値474.6万円、最頻値332.0万円で、最下位25％は最高で216万円、下位25～50％は最高で475万円である。すなわち、市町村の半分は500万円に満たない。上位50％の市町村は、475万円から1.4億円と大きな開きがあり、森林環境譲与税を財源とする事業内容に地域差が生じる可能性が指摘できる。

見込額の市町村分布をみると、下位50％の市町村が北海道、東北南部から関東周辺にかけて多くみられることが特徴である。この地域の森林蓄積量を都道府県別にみると（第５図）、例えば、これらの地域は中国地方と森林蓄積量があまり変わらないにもかかわらず、見込額は相対的に小さいことがわかる。前述で登場した譲与基準の見直しを求める意見書を送付した地方議会に宮城県や福岡県などが含まれており、この分布特徴をみてもうなずける動きである。

また、見込額が5,000万円以上である33の市町村（第４図、枠で強調した市町村）の多く

第4図　市町村別森林環境譲与税譲与額の分布

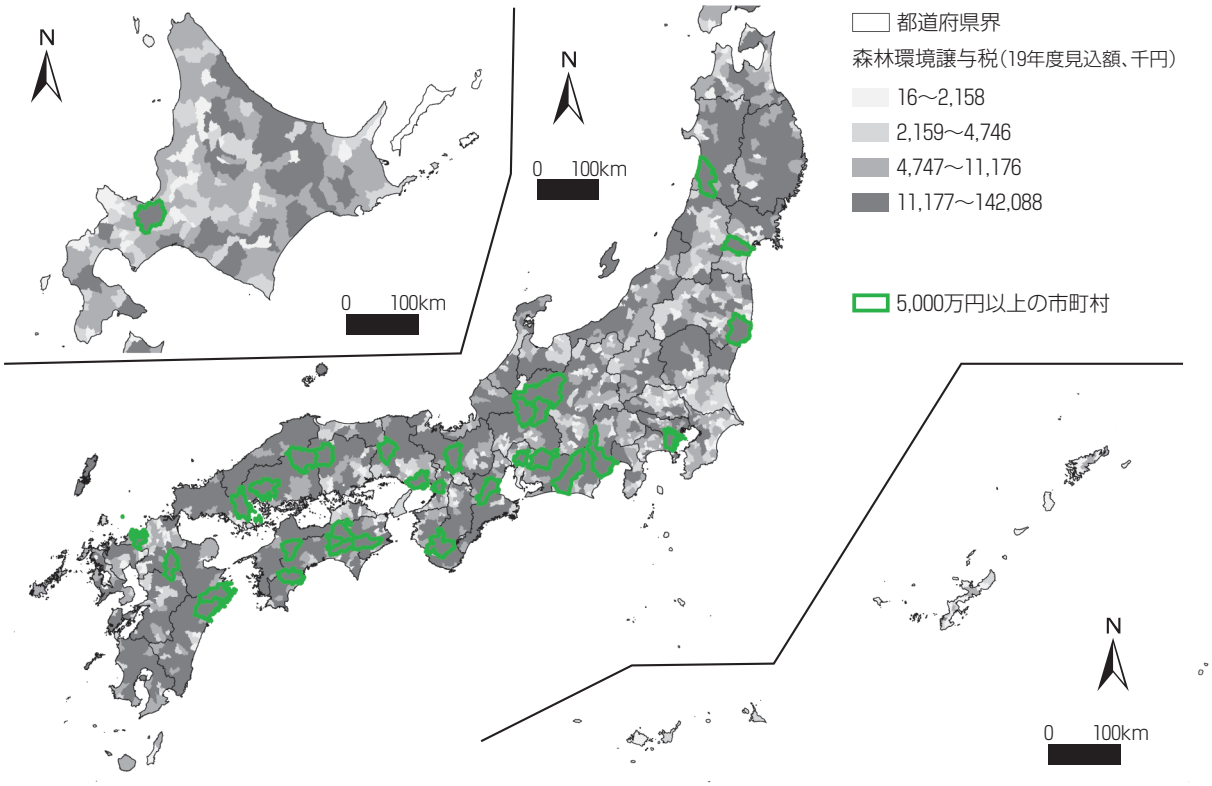

資料　総務省統計局「国勢調査境界データ」、総務省「令和元年度地方財政審議会（9月27日）説明資料」に基づき筆者作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第5図　森林蓄積量(2017年3月31日時点)

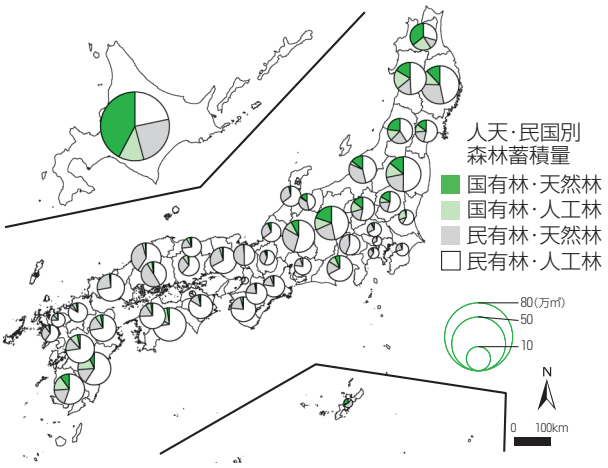

資料　林野庁「森林資源の現況(平成29年3月31日現在)」、国土地理院「数値地図」、ESRIジャパンデータを基に筆者作成　(c)ESRI Japan

第6図　需要先別素材生産量(2018年)

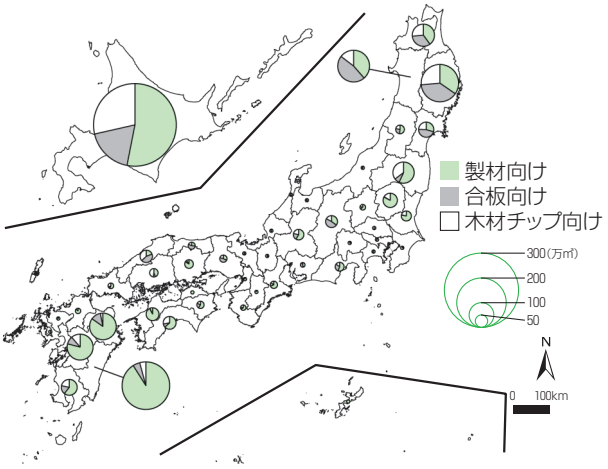

資料　農林水産省「木材統計」、国土地理院「数値地図」、ESRIジャパンデータを基に筆者作成　(c)ESRI Japan

は、中日本に分布している。林業の活発度を測る指標とみなせる都道府県別素材生産量をみると（第６図)、素材生産量は北海道、東北、九州に偏りがみられるが、見込額は、素材生産量の比較的少ない市町村に集中している。人口による按分の影響で、大都市部を抱える政令市が5,000万円以上の見込額である一方で、私有林人工林面積の広大な町村にも譲与されていることが確認できる。

なお、第２図に掲載されている市町村と都道府県の按分比率等を参考にすると、33年度における森林環境税の税収が600億円である場合、各市町村に譲与される譲与額は、見込額の3.375倍である。

(注14) 令和元年度地方財政審議会（９月27日）議事要旨
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/02zaisei02_04001342.html（2019年12月10日最終確認）

(注15) 議題「(1) 令和元年度９月期における地方譲与税譲与金の譲与について」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000652364.pdf（2019年12月10日最終確認）

4　市町村の林野類型を用いた特徴把握の試みと譲与税の使途をめぐる議論

ここでは、市町村の林野類型および修正特化係数（基盤産業であるか否か）と19年度の森林環境譲与税譲与額を比較し、さらにWebやヒアリング等の情報も踏まえながら、森林環境譲与税に対する市町村の取組状況の特徴把握を試みる。

(1)　林野面積・私有林人工林面積がゼロの市町村

まず、林野面積ゼロの市町村、およびこれに近いものとして林野はあるものの私有林人工林面積ゼロの市町村について検討する。ここで検討の対象となる市町村は、林野面積ゼロが100、林野面積は有するものの私有林人工林面積ゼロが49自治体で、合わせた149市町村に対する見込額は8.9億円である（第３表)。これは、市町村への総見

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第3表　林野なし、林野あり・私有林人工林なしの市町村と2019年度の森林環境譲与税譲与額

（単位　市町村、千円）

	林野なし			林野あり・私有林人工林なし			市町村数計	譲与額計
	市町村数・名		譲与額計	市町村数・名		譲与額計		
北海道	-	-	-	2	新篠津村、南幌町	422	2	422
青森県	3	藤崎町、田舎館村、板柳町	1,388	-	-	-	3	1,388
秋田県	-	-	-	1	大潟村	116	1	116
山形県	1	三川町	290	-	-	-	1	290
福島県	1	湯川村	120	-	-	-	1	120
茨城県	1	河内町	346	-	-	-	1	346
群馬県	-	-	-	1	明和町	416	1	416
埼玉県	7	草加市、蕨市、戸田市、志木市、八潮市、三郷市、川島町	29,238	15	川口市、行田市、春日部市、羽生市、鴻巣市、越谷市、朝霞市、和光市、富士見市、幸手市、吉川市、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町	76,130	22	105,368
千葉県	1	浦安市	6,240	1	習志野市	6,338	2	12,578
東京都	25	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、府中市	378,066	17	立川市、三鷹市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、西東京市、小笠原村	81,440	42	459,506
神奈川県	1	開成町	1,092	-	-	-	1	1,092
富山県	1	舟橋村	112	-	-	-	1	112
石川県	2	野々市市、川北町	2,568	-	-	-	2	2,568
山梨県	1	昭和町	736	-	-	-	1	736
岐阜県	8	羽島市、瑞穂市、岐南町、笠松町、神戸町、輪之内町、安八町、北方町	9,272	-	-	-	8	9,272
愛知県	19	一宮市、津島市、碧南市、安城市、江南市、稲沢市、知立市、高浜市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村	59,320	1	弥富市	1,682	20	61,002
三重県	2	木曽岬町、川越町	894	-	-	-	2	894
滋賀県	1	豊郷町	280	-	-	-	1	280
京都府	-	-	-	1	久御山町	596	1	596
大阪府	10	大阪市、泉大津市、守口市、松原市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、忠岡町、田尻町	136,016	3	豊中市、吹田市、大阪狭山市	31,342	13	167,358
兵庫県	3	尼崎市、伊丹市、播磨町	26,036	-	-	-	3	26,036
奈良県	5	大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町	4,550	-	-	-	5	4,550
徳島県	2	北島町、藍住町	2,152	-	-	-	2	2,152
愛媛県	1	松前町	1,134	-	-	-	1	1,134
福岡県	4	柳川市、大川市、大木町、吉富町	4,806	2	筑後市、大刀洗町	2,646	6	7,452
熊本県	1	嘉島町	442	-	-	-	1	442
沖縄県	-	-	-	5	那覇市、宜野湾市、浦添市、豊見城市、北谷町	24,478	5	24,478
計	100		665,098	49		225,606	149	890,704

資料　農林水産省「農林業センサス」、林野庁「森林資源の現況（平成29年3月31日現在）」、総務省「令和元年度地方財政審議会（9月27日）説明資料」に基づき筆者作成

（注）1　林野面積は15年時点、私有林人工林面積は、17年3月31日時点に基づく。
2　19年度の森林環境譲与税の譲与額は、19年9月30日の譲与額を2倍して求めた。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

込額の5.6％である。これらの自治体では、整備すべき森林が不在、もしくは、森林経営管理制度に基づき意向調査等を実施する必要に乏しいため、森林環境譲与税の使途は、木材利用や森林教育等の啓発活動となる可能性が高い。もちろん、前述のとおりこうした市町村が一定数発生することは制度設計の段階で想定されていた。

一方で、例えば、耕作放棄地や空き地等の遊休地への植林を支援するような使途も考えられるが、149自治体の多くは大都市やその近傍に位置しており、経営が成り立つ規模で植林面積を確保することは難しいと考える。むしろ、公園緑地の整備の一環で植林したり、木製品のテーブル、ベンチ等を設置したりと、森林や木に触れ合う機会を提供するために森林環境譲与税を活用することも考えられるが、森林環境税の課税目的に整合する使途の説明責任を果たす必要があろう。

ちなみに、木材利用以外の使途で姉妹都市との交流に用いる事例が確認されている。一つ目は、林野面積ゼロである東京都豊島区が森林環境譲与税を使って、埼玉県秩父市の市有林整備、環境教育・ツアー開催、カーボンオフセットの取組みを実施するものである(注16)。この事例は、荒川を通じて水源地である秩父市と、その水を上水道に使っている豊島区とをつなぐ流域連携型といえる。

もう一つは、私有林人工林面積ゼロの東京都国立市が、友好交流都市である秋田県北秋田市との交流事業の一環として「マタギの知恵体験学習会」を共同で開催し、国立市から児童とその保護者等が北秋田市に訪問して交流を図るための経費に森林環境譲与税を活用しているものである(注17)。この事例は、流域が全く異なる２市が連携して森林教育に取り組んでいるため、遠隔連携型といえる。なお、国立市議会予算特別委員会では、当該事業への森林環境譲与税の支出は法や政令に規定される使途に含まれないのではないかとの指摘が出席委員よりなされたが、森林教育は使途として問題ないことを確認したと担当課長が答弁している(注18)。

(注16) 秩父市との連携による森林整備（カーボン・オフセット）事業
https://www.city.toshima.lg.jp/148/1907111649.html（2019年12月10日最終確認）

(注17) 北秋田市　令和元年７月市長記者会見
http://www.city.kitaakita.akita.jp/chiiki_wadai/2019/07/2019-0729kisyakaiken.html（2019年12月10日最終確認）

(注18) 国立市　平成31年３月６日予算特別委員会記録
http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/69/310306yosan.pdf（2019年12月10日最終確認）

(2)　林野類型・基盤産業と森林環境譲与税の見込額

第４表は、見込額と市町村の林野類型をクロス集計したものである。いずれの類型も、見込額が2,000万円未満で比較すると400万円未満に市町村数のピークがあることがわかる。林野類型別に見込額の平均値と中央値をみると、平均値、中央値ともに私有林型Ⅱが最も大きな値である。次に大きい値は国有・私有林型である。私有林型Ⅱと国有・私有林型に所属する市町村は、他の類型より見込額の中央値・平均値がとくに

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第4表　林野類型と森林環境譲与税の見込額

（単位　市町村、万円）

19年度見込額	市町村有林型	都道府県有林型	私有林型Ⅰ	私有林型Ⅱ	国有・私有林型	国有林型	林野なし	総計
2,000万円以上	-	5	63	90	25	17	9	209
1,900～2,000	-	1	3	5	1	2	-	12
1,800～1,900	-	-	6	12	2	1	-	21
1,700～1,800	-	-	4	15	2	1	1	23
1,600～1,700	-	-	8	13	2	-	1	24
1,500～1,600	-	-	7	8	2	2	1	20
1,400～1,500	-	1	5	10	1	2	1	20
1,300～1,400	-	1	8	17	4	3	1	34
1,200～1,300	-	4	5	14	7	4	2	36
1,100～1,200	-	5	17	14	4	3	1	44
1,000～1,100	-	2	15	10	4	3	1	35
900～1,000	-	3	17	17	4	14	4	59
800～900	-	3	15	17	8	8	3	54
700～800	-	5	19	24	12	11	4	75
600～700	-	5	31	22	8	11	2	79
500～600	-	7	33	22	14	17	5	98
400～500	-	4	53	38	12	16	2	125
300～400	-	13	60	34	18	19	5	149
200～300	1	14	95	44	15	24	15	208
100～200	2	14	109	42	15	26	12	220
100万円未満	19	6	77	37	7	20	30	196
総計	22	93	650	505	167	204	100	1,741
見込額平均値	40	708	791	1,249	1,020	744	665	919
見込額中央値	17	384	380	753	646	484	262	475

資料　農林水産省「農林業センサス」、総務省「令和元年度地方財政審議会（9月27日）説明資料」に基づき筆者作成

大きく、使途を複数用意できる可能性がある。

第５表は、見込額と林業が基盤産業であるか否かをクロス集計したものである。林業が基盤産業であるか否かで、見込額の平均値に倍の開きがあり、統計的に有意な差が確認された。また、林業が基盤産業でない市町村は全市町村の６割弱であるが、このうち見込額400万円未満の市町村が６割を占める。では、以上の分析結果をにらみながら、いくつかの市町村の状況について確認し、想定される使途について検討していきたい。

(3)　市町村議会の討議状況

第４～５表で示した見込額と林野類型等のクロス集計から、市町村職員や森林・林業関連事業体の関係者が知りたい・共有してほしい譲与税の使途に関する情報は、譲与額と市町村の林野類型や産業状況によっていくつかに大別されると考える。譲与額の使途を考えるときに考慮しなければならない要素は、譲与額の大小、林業が基盤産業か否か、整備すべき森林面積の大小などが考えられる。そこで、林業が基盤産業でなく、私有林型Ⅰで見込額が400万円に満たない市町村が多いことに着目し、これに該当し、かつ議会会議録が公表されている

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第5表　林業の基盤産業有無と森林環境譲与税の見込額

（単位　市町村、万円）

19年度 見込額	林業は 基盤産業でない	林業は 基盤産業である	総計
2,000万円以上	65	144	209
1,900～2,000	2	10	12
1,800～1,900	4	17	21
1,700～1,800	5	18	23
1,600～1,700	8	16	24
1,500～1,600	7	13	20
1,400～1,500	7	13	20
1,300～1,400	13	21	34
1,200～1,300	11	25	36
1,100～1,200	16	28	44
1,000～1,100	11	24	35
900～1,000	17	42	59
800～900	21	33	54
700～800	27	48	75
600～700	40	39	79
500～600	49	49	98
400～500	72	53	125
300～400	107	42	149
200～300	156	52	208
100～200	179	41	220
100万円未満	187	9	196
総計	1,004	737	1,741
見込額平均値*	614	1,335	
見込額中央値	287	903	
最小値	2	22	
最大値	14,209	12,134	

資料　第4表に同じ
（注）　*Welchのt検定：$p<0.05$。

２市町と、比較のために他の林野類型に該当する４市（うち１つは400万円超）を無作為に選択し、市町議会会議録から、森林環境譲与税の使途に関する情報を得た（第６表）。なお、村の事例に関しては情報を得られなかった。

筆者の仮説は、林業が基盤産業でなく、見込額が400万円に満たない市町村では、譲与金を基金へ積み立て、具体的な事業は20年度以降に先送りするというものであった。しかし、第６表のとおり、林業が基盤産業であるか否かにかかわらず、議会では様々なやり取りがみられ、何らかの事業を実施しようとする動きが確認されたのである。もちろん、石川県Ｆ市のように、ある程度の見込額になると、複数の事業を実施する計画になるが、三重県Ｃ市のように広葉樹の活用に向けて譲与税の事業を準備するなど、市町村の取組状況は極めて多様であることが予想される結果となった。

(4)　小括

筆者がこれまでヒアリングや報道等で得た情報を加えると、現時点での森林環境譲与税に関する市町村の取組みは、基金の設置（関連条例の制定）、予算化等の進捗がみられ、関係諸団体との協議・情報交換などが一定程度なされている状況、といえる。

さらに、分析で得られた市町村の林野類型や修正特化係数、そして森林環境譲与税の見込額から、第７表を試作することができた。第７表の太枠で囲んだ部分が、該当する市町村数が最も多く、森林環境譲与税の活用方法に関する提言や支援が求められていると推測される。このように、市町村を取り巻く森林・林業に関する諸条件と森林環境譲与税とを結びつけて考えることで、森林・林業関連事業体等が地域差を踏まえた市町村別の支援策を検討するうえでの参考資料となり得る。

ただし、林野類型と森林環境譲与税の各種取組みとの関係性や、他の諸条件との関係性に関する詳細な分析は、譲与が開始されたばかりで情報が極めて限定的であることから、今後公表される情報やヒアリング調査等を用いて改善していくことが課題である。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第6表　市町村の取組状況と森林・林業関係指標一覧

（単位　千円、ha）

市町村	林野類型	林業は基盤産業	見込額	私有林人工林面積	特徴等	議会会議録（下線は筆者）
北海道A市	私有林型Ⅰ	×	1,832	851	・森林環境譲与税の活用に向けた基本方針を公表（北海道の複数自治体で公表あり）。 ・6月補正予算で可決、同時に基金条例も制定。 ・初年度は植生調査を実施見込み。	（前略）森林経営管理に要する経費210万円の補正は、（中略）財源は新たに創設された森林環境譲与税であるが、事業施行初年度の本年度は森林の植生調査を行い、譲与税の残余分の116万円は後年次に実施する事業に充てるため、森林環境整備基金を設置し、積み立てるものであります。（後略）
宮崎県B町	私有林型Ⅰ	×	1,450	315	・当初予算に森林整備意向調査が盛り込まれ、委託先として、町内森林組合を予定。 ・第3回定例会でB町森林環境譲与税基金条例の制定について議論された模様。	（前略）森林整備意向委託はどこに委託するのか、また再造林推進事業補助の目的はとの質疑に、意向調査についてはX森林組合に委託する予定であります。（後略）
三重県C市	国有・私有林型	×	3,796	1,540	・基金設置が議会だよりで確認できる。 ・議会会議録から、森林環境譲与税をどの事業に配分予定かがわかる。 ・広葉樹の活用に向け準備している模様。	（前略）譲与税の使途につきましては、当初予算の中の森林資源地域の循環活用事業という中で、当初予算616万6,000円というふうな金額を計上させていただいておりまして、そのうちの一部の事業に対して、今回の379万6,000円を充てさせていただくということになっています。（後略）
山形県D市	私有林型Ⅱ	○	3,952	1,101	・基金設置が議会だよりで確認できる。	（前略）防災とか森林の涵養ということで、我々は本当に直結した問題ですので、これについては本当に意義のある制度であるし、それは執行についても非常に頑張っていただきたいと思うんですけれども、（中略）山形県では独自に緑環境税というものをやられていますけど、それとの関連について、参考までにちょっとお伺いしたいと思います。 （議長による答弁者の指名） お答えします。県が独自に創設している緑環境税との関連はございません。緑環境税は、これを財源とする緑豊かな森林環境づくり推進事業交付金として、今後も引き続き交付されるものとなっております。（後略）
富山県E市	国有林型	○	3,094	1,190	・基金設置が議会だよりで確認できる。	（前略）森林環境譲与税は、（中略）今後の見通しといたしましては、令和3年度までは毎年約300万円、令和4年度から段階的に増額され、令和15年度以降は毎年約1,000万円が譲与される試算となっております。 　また、基金につきましては、荒廃森林の整備や担い手の確保、そして、木材利用の促進や普及啓発などに活用するため設置したものであり、今後、県や林業関係団体と連携し、効果的な基金活用を図ってまいりたいと考えております。（後略）
石川県F市	私有林型Ⅱ	×	28,024	2,670	・F市では、森づくりを推進するため、F市森づくり市民会議を設置。森林環境譲与税の使途などについて市民・有識者等からの意見を聴取している。 ・石川県農林総合事務所単位で設置された「地域協議会」の場で18年度より複数回にわたって、森林環境譲与税や森林経営管理制度にかかる取り運びを協議。農林事務所の地域林政アドバイザーが中心となって、石川県、森林組合、市町村との橋渡しの役割を担っている。	（前略）森林経営管理制度推進費だが、（中略）2地区をモデルに選んで、森林所有者の意向調査や集積計画を立てるまでの課題を洗い出す。また、普及啓発については、新聞広報や市ホームページに加えて、全市内でチラシを班回覧するとともに、森林所有者が多く住む山手の18地区を対象に説明会を開催する。あわせて一般市民向けのシンポジウムも開催する。準備作業だが、市営造林も含め森林所有者の土地情報を一体的に管理するため情報システムの改修と現地調査を行う。なお、これらの事業については、4月に施行された森林環境譲与税を財源に実施する。（後略）

資料　農林水産省「農林業センサス」、林野庁「森林資源の現況（平成29年3月31日現在）」、総務省「令和元年度地方財政審議会（9月27日）説明資料」、総務省「地域の産業・雇用創造チャート」、各市町議会会議録、市町議会Web公表資料に基づき筆者作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第7表　現時点で判明した分析結果に基づく森林環境譲与税の使途に関する分類試案

<table>
<tr><th>林野類型</th><th>林業が基盤産業でない市町村</th><th>林業が基盤産業である市町村</th></tr>
<tr><td>市町村有林型</td><td>・見込額が少額の市町村では、教育･啓発や排出権取引などを検討する。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>都道府県有林型</td><td colspan="2">・木材利用（木製什器の調達等）を通じた森林整備への貢献も考えられる。
・一部市町村は見込額が高額であるが、私有林も一定の割合を有することから、森林整備、意向調査、森林経営計画の策定支援等、複数の使途を設定可能。</td></tr>
<tr><td>私有林型Ⅰ</td><td rowspan="2">・少ない見込額（400万円未満）の市町村が相対的に多く、譲与額の範囲内で事業実施するか、他の財源を加えて予算規模を大きくして事業するかがポイント。ただし、財政ひっ迫の折、他の財源を加えることは難しい可能性が高い。
・森林整備を優先すべき面積がどの程度かを把握したうえで、できるだけ費用対効果の大きな使途を優先する必要がある。
・林業従事者の確保に配慮する必要がある。</td><td rowspan="3">・多い見込額の市町村が林業が基盤産業でない市町村よりも相対的に多い。
・以前から林業に積極的に取り組む市町村も含まれており、一定水準以上の見込額の市町村は参考になる事例も多いと思われる。
・森林整備、担い手確保、人材育成等への積極的な支出が期待される。都市部を含む市町村では、木材利用にも取り組むことで、森林整備等の効果が底上げされる可能性あり。</td></tr>
<tr><td>私有林型Ⅱ</td></tr>
<tr><td>私有･国有林型</td><td rowspan="2">・該当市町村がそれほど多くないが、一定規模の林野面積を有するところもあるため、森林整備や意向調査等を優先的に取り組む必要がある。</td></tr>
<tr><td>国有林型</td><td></td></tr>
<tr><td>林野なし</td><td colspan="2">・該当する市町村の6割は、見込額が400万円未満。
・教育、啓発、排出権取引、木材利用を通じた森林整備への貢献が求められる。とくに、木材利用は、貿易規制に留意しながら、国内の森林整備が促進されるような工夫（調達金額の設定等）を整えたうえで取り組むべき。
・姉妹交流の活用、流域単位の森林整備への参画による森林整備費用の拠出も考えられる。</td></tr>
</table>

資料　筆者作成

5　森林環境譲与税の有効活用に向けた当面の検討事項

最後に、これまで整理した情報等を用いて、森林環境譲与税を有効活用するうえで当面検討すべき事項を提案したい。

(1)　森林組合をはじめとする森林・林業関連事業体は森林環境譲与税の使途提案活動を継続すること

一部の市町村は、森林環境譲与税の使途を定め切れていないと受け取られてもやむを得ない状況にある。実際、市町議会の会議録では、議員が首長や担当部局に対し、どのように税を活用するか問い詰める場面が多く確認された。また、総務省・林野庁による森林環境譲与税の使途に関する聞き取り調査結果によれば、1,741市町村の32%に当たる558市町村で「基金への全額積立て等」を予定していると回答があった模様である。なお、59%（1,033）の市町村で「間伐等の森林整備に活用予定」と回答があり、森林環境譲与税による森林整備効果が期待される調査結果であった。(注19)

一方で、先に触れた公開シンポジウム「徹底討論：林政の新展開を問う」で林野庁長官の本郷氏は、森林環境譲与税の主務官庁は総務省であり、税の交付・配分の手法として地方譲与税を採用したため、林野庁が予算措置等を通じて指導・助言できない状況であると述べている。

こうした状況を踏まえると、森林組合をはじめとする森林・林業関連事業体が市町村に対し環境譲与税の使途に関する提案活動を継続する必要性が浮かび上がる。これ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

は、森林整備、担い手確保、人材育成、木材利用、木育などに取り組む際必要となる具体的な情報提供も含まれる。また、公平性の原則から、特定の森林・林業関連事業体に森林環境譲与税の使途等に関する助言等を求めることを避けている自治体もあると聞く。この場合は、業界団体や異業種が一団を組んで、提案活動を継続することも考えられる。

さらに、森林・林業関連事業体は、林野のない市町村にも森林環境譲与税が譲与されることを念頭に、税の創設目的に配慮した建築・木製品の製作、あるいは木材調達・流通経路の構築等を通じて今まで存在しないような手法を取り入れて木材利用を推進する必要があると考える。例えば、本稿で紹介した流域連携型や遠隔連携型などの自治体間連携のような方法を支援することも考えられる。また、これは筆者のアイディアにすぎないが、森林整備、担い手確保、人材育成や木材利用促進のための事業を適切に執行する仕組みを構築し、この仕組みを運営するための公益法人を立ち上げて、そこに譲与税を拠出してもらう方法が考えられる。もちろん、既存の法人等を活用することも検討したほうがよいだろう。いずれにせよ、19年度は法が施行されたばかりで、市町村の様子見姿勢が強まったものの、森林環境譲与税の譲与額が20年度以降増額される見通しであり、市町村への提案活動を継続・強化することが重要であると考える。

(注19) 林政ニュース第618号　19年12月４日「約６割の市町村が譲与税を森林整備に活用　基金に積み立ては約３割、対応分かれる」

(2)　排出権・金融取引の活用可能性を検討すること

これまであまり語られてきていないが、森林環境譲与税の使途において、排出権取引や金融手法の活用についても積極的に検討すべきと考える。本稿で述べた東京都豊島区の事例では、埼玉県のカーボンオフセット制度を活用したが、パリ協定に基づく20年から開始される各種取組みの一つとして、Ｊ-クレジット等の排出権取引の活用が期待される。

また、森林環境譲与税は恒久財源であり、譲与額がある程度予見可能であることから、譲与金の譲与を待たずに様々な金融手法を活用して資金を先に調達し、森林整備を担う人材確保等に向けて積極的に譲与税関連事業を実施することが考えられる。「緑の雇用」で若年層の新規就業は増加しているものの、給与水準や事業量の確保等、林業をめぐる課題は山積しているなかで、譲与された税金がいち早く有効活用されるよう工夫する必要があると考える。なお、譲与金の見通しに関する留意事項は、次に述べる。

(3)　森林環境税の譲与額は人口減少などで減額される可能性があること

森林環境譲与税の譲与額は、法第28条によれば、官報で公示された最近の結果を用いて算出することが規定されている。そのため、都道府県および市町村への按分比率は、20年実施の国勢調査および農林業セン

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

サスの調査結果が出そろう22年頃に修正されるとみられ、留意する必要がある。

また、24年度に課税開始される森林環境税がおおむね600億円の税収になる算定根拠は、住民税均等割の納税義務者が約6,100万人存在することである。仮に、18年の15歳以上の総人口に占める住民税均等割の納税義務者数の割合を一定とし、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（18年、中位推計）にその割合を乗じると、31年に森林環境税の税収は600億円を割り込み、2050年には517億円になると推計される。税収が大きく下振れする見込みはないものの、景気悪化で住民税均等割の非課税世帯が増加すれば譲与金も減額されるため、留意する必要がある。

＜参考文献＞

・遠藤日雄（2007）「国産材価格下落の要因分析──九州の動向を中心にして──（テーマ：南九州の大規模皆伐・再造林放棄にみる林業構造問題、2007年春季大会論文）」『林業経済研究』第53巻第１号、３～11頁

・香坂玲・内山愉太（2019）「森林環境譲与税の導入と都道府県への影響の分析──37府県の概況について──」『日本森林学会誌』第101巻第５号、246～252頁

（ただ　ただよし）

【付録】

雇用力（従業者比率）、修正特化係数の算出方法

■　雇用力（従業者比率）

－国内の市町村の数をn、産業分類の数をm、市町村j（j=1, …, n）における産業i（i=1, … , m）の従業者をx_{ij}とする。このとき、市町村jにおける産業iの従業者比率R_{ij}は次のように定義される。

$$R_{ij} = \frac{x_{ij}}{\sum_{i=1}^{m} x_{ij}}$$

－※経済センサス−基礎調査による算出では、x_{ij}として市町村別中分類の従業者数を用いている。経済センサス−活動調査も同様であるが、公的部門が調査対象外のため、公的部門のみ直近の経済センサス−基礎調査の値を代入している。

■　修正特化係数

－国内の産業iの自足率をκ_iとすると特化係数ρ_{ij}は、

$$\rho_{ij} = \frac{R_{ij}}{\sum_{j=1}^{n} x_{ij} / \sum_{i=1}^{m}\sum_{j=1}^{n} x_{ij}} = \frac{x_{ij} / \sum_{i=1} x_{ij}}{\sum_{j=1}^{n} x_{ij} / \sum_{i=1}^{m}\sum_{j=1}^{n} x_{ij}}$$

－であるので、修正特化係数$\hat{\rho}_{ij}$は次のように定義される。

$$\hat{\rho}_{ij} = \rho_{ij} \times \kappa_i$$

－※自足率は、産業連関表の生産者価格評価表における国内生産額を需要合計で割った値。この値を日本標準産業分類に適合するように組み替えている。

出典　総務省公表資料「修正特化係数等の算出の方法について」（https://www.stat.go.jp/info/kouhou/chiiki/pdf/setsumei.pdf）

（注）　本文中では、雇用力を雇用吸収力と表現しているが、同義である。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

情勢

後期高齢者医療費の削減に貢献する現役農業者群

堀口健治〈早稲田大学政治経済学術院 名誉教授・
日本農業経営大学校 校長〉
弦間正彦〈早稲田大学社会科学総合学術院 教授〉
軍司聖詞〈早稲田大学地域・地域間研究機構 招聘研究員〉

1 農業に従事する後期高齢者の医療費の少なさを埼玉県所沢市でも実証

農業者が長寿・元気で医療費が少ない傾向にあることを本庄市で明らかにしたのは、本誌2017年９月号堀口健治・弦間正彦「自営農業者の長寿傾向と後期高齢者医療費への反映―埼玉県本庄市における調査を踏まえて―」である。農業に従事する後期高齢者の医療費が他の市民と比べ格段に少ないのは農業者が全体として健康だからとしたのである。

この事実の意味は大きいのだが、「１例でしかないこと」が弱点との指摘を受けていた。このため他の例を求めていたが、同じ埼玉県の所沢市で市長の理解のもと後期高齢者医療保険も担当する国民健康保険課が調査を実施してくれた。個人情報保護条例が厳しく早稲田大学がデータの提供を受け分析することができなかったので、同課が実施したのである。同課は農業委員会から75歳以上の農業者リストを受け取り全員にアンケートを郵送した。アンケートには自身の医療情報収集に同意する場合は署名するという項目があり、同意した氏名を埼玉県後期高齢者医療広域連合に示し、本庄市と同様に後期高齢者とそれ以外の方の年間医療費を調べたのである。結果として本庄市とほぼ同じ傾向を得ることができた。(注1)

同課が農業委員会に依頼したのは2018年７月である。台帳にある10a以上の農地を耕作する農業者で17年12月31日までに75歳に達している方のリストである。この対象者が1,467人、2015年農林業センサスによると市の総農家数が1,518戸なので平均して各戸に75歳以上の農業者が１人いることになる。これらの人に18年８月中旬アンケートを送り、回収できたのが557人（回収率38.0%）、うち同意した人が538人である。調べた医療費は17年４月１日～18年３月末の１年分で実際に医療費が広域連合から示されたのは526人であった。これらの人の平均医療費は662千円であり、他の人は883千円であった。「他の人」とは526人を除いたすべての後期高齢者である。その差221千円はのちに述べる本庄市の約30万円の差と

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

比べるとやや小さいが、農業者の医療費が他の人よりもかなり少ない傾向にあることは同様である。

17年12月末までに75歳に達した人（達している人も）を対象にしているが、医療費が17年４月１日～18年３月末なので、17年４月１日～17年12月末までの間に75歳に達した対象者の医療費は実はフルの１年分の医療費ではない。少ないのである。この点がどの程度の影響かを見るために、同意した人のアンケートで年齢階層70歳代後半（75歳以上～80歳未満）にチェックを付けた人を取り出し、それらの人185人の医療費のみを集計し、１人当りを求めたら665千円であった。結果として大きな影響を与えているとは見られないようで結論を変える必要が無いことを確認した。(注2)

（注１）この結果は所沢市のホームページに2019年３月15日掲載され半年以上載っていたが最近は見つけ出せない。「農業者は元気！健康！長寿」と題して１人当りの年間医療費が農業従事者661,980円、それ以外の方882,980円として、221,000円もの差があることが分かったとしている。他にアンケートの結果も表示していた。

（注２）アンケートに答えている人の数と同意している人とを比べると、実は同意の方が多い。アンケートで男女が分かるのは男252人、女260人、計512人、年齢階層が、70歳代後半190人、80歳代前半171人、80歳代後半92人、90歳代以上54人、計507人である。農業従事開始年は男30歳頃、女23歳頃で男性は社会人からの農業回帰がかなりいるように見られる。大事な情報だが紙幅の関係でこれらの分析は他稿で行うこととしたい。

2　長期に継続従事する農業者の特徴

『農林金融』の初回の我々の論文に対するもう一つのコメントに、「元気な人だから農業に従事できるのだし、元気なその人達の医療費は当然に低い」というものがあった。しかし我々は、長年農業に従事しているからこそ健康が維持でき、だから75歳以上でも農業に携わることが可能となり、他の方と比べて医療費が少なくなると考える。以下、本庄市のデータをもとに、その実証結果について説明する。

前提になっている、農業者の多くが長年農業に継続従事している状況を農林業センサスで確認しよう。年齢別農業従事者数を５年後の年齢別農業従事者数と比較（コーホート分析）することで農業従事の継続率を計算し、高年齢でも多くの人が農業に継続従事していることを明らかにする。農業従事者の年齢別人数を05年と10年でとり、５歳ごとにずらして比較した。第１表は、農林業センサスがとらえる本庄市の販売農家の自営農業に従事した年齢階層別世帯員数（15歳以上の世帯員のうち調査期日前１年間に自営農業に従事した者）である。この農業従事者数は2015年農林業センサスでは年齢別集計が開示されていないので05年と10年を比較した。なおここでの本庄市とは05年次のそれを指す。その後合併で加わった町村の数字を10年の場合は引き去り、05年の本庄市と同じ地理範囲で比較している。

なお５年間の減少数は５年前の農業従事者の中で農業をやめたものであり、残りはすべて農業に継続従事すると仮定している。５年間で新たに農業を始めたりやめたりするような「出入り」は多くはないという仮

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第1表　本庄市の年齢階層別農業従事者数のコーホート比較

（単位　人、%）

	45～49歳	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80歳以上	左の計	44歳以下を含む総計
05年	162	228	205	221	263	288	378		1,745	2,126
10	96	117	177	185	172	216	192	157	1,312	1,586
継続率	—	72	78	90	78	82	67	42	—	—

資料　農林水産省「2005年農林業センサス」および「2010年世界農林業センサス」

定で、この仮定は現実に沿っていると思われる。

注目すべきは農業継続率が高齢者になっても高い状態にあることである。05年時では70歳より若い階層は５年後は７割～９割の継続率であり、70歳代前半も７割弱と高い。75歳以降もなお４割の人が５年後も農業を行っている。農業に長年従事していると多くが農業を継続し、定年のある雇用労働者と異なり、70歳代になっても多くが農業に従事している。農業に通常従事できていることは基本的に作業が可能なほど健康であり、健康だから農業を継続している人が多いことが分かるのである。この農業従事継続率の高さは全国的にも見られるものである。

3　本庄市の後期高齢者の農業者リストに基づく農業者・非農業者の医療費の比較

本庄市農業委員会が持つ農業委員の選挙人台帳（調査時）から75歳以上の農業者のリストを作成し、これを埼玉県後期高齢者医療広域連合のデータと突き合わせて農業者の医療費を取り出し、農業者以外の残りすべての人の医療費と比較している（この方式は所沢市も基本的に同様である）。なお農業者は自ら耕作するもの（自営農業者）であり雇われ農業者は含まれない。農業者は市内に住む農地10a以上の耕作者およびその世帯員で20歳以上の年間60日以上農作業に従事するものである。彼らは自営農業従事者で家族経営の世帯員の農業従事者である。

14年時の農業委員選挙人台帳に載っていた農業者は3,628人、そのうち24.7％にあたる75歳以上の897人についてリストを作成した。

なお2015年農林業センサスによると、本庄市（合併後）の販売農家の農業従事者数は1,935人であり、そのうち自営農業に主として従事した世帯員数（農業就業人口）は1,505人、この中の75歳以上層は431人である。これと比べると農業委員選挙人台帳に載っている農業者数はかなり多く、75歳以上層も倍ほどの違いがある。この理由は、販売農家の自営農業に「主として」ではなく「従として」従事する75歳以上の世帯員も含み、また自給的農家の農業従事者、さ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

らには販売農家として従事していて今は農地の多くを貸し付け自らは家庭菜園的な農業に従事する者も、農業委員会のリストには農業者として数えられているからだと見られる。すなわち長年農業に従事していた人々で現在は農業従事の時間が少ない人もリストに載っていると推測されるのである。

このリストをもとに、埼玉県後期高齢者医療広域連合に75歳以上の農業者とその他の人の医療費の集計を依頼した。先ず75歳以上の農業者の医療費を引き出してもらい、残った人のすべてを非農業者の医療費としたのである。その結果が第２表である。

表によれば、本庄市で農業従事の後期高齢者の１人当り医療費（４月～３月の医療費）は非農業者の約７割（14年は80％だが13年以前は順に64％、69％、67％、70％なので約７割と表現）である。75歳以上の市民の10％（14年）を占める農業者、その１人当り医療費が残りのすべての人（非農業者）の１人当り医療費の約７割であり、医療費が比較的少なく現役として農業に従事する農業者の相対的に健康な状態が示されている。ただしこの農業者は75歳まで農業に携わっており後期高齢者になっても農業に継続して従事している人達だと見られる。その農業者の医療費に対して、非農業者（農業者以外のすべての人）は仕事ができないくらいに極めて高齢な方やあるいは入院している人を含むすべての人の平均医療費なので、農業者のそれに比べかなり大きくなるのは当然であろう。そのため農業者の医療費の数値が他と比べ低いことを見る場合、どの程度に低いレベルなのかを見ることが大事であろう。

この点でこの表の2014年の数字は重要である。これは今回の論文が明らかにする大事な点である。農業者の１人当り医療費を表の右にある同年の本庄市全体（農業者と非農業者の合計）の１人当り医療費と比べると、その差は14年で161千円だけ少ない（だから非農業者の８割であった）。しかし13年およびそれ以前の年を見るとその差は、302千円、254千円、271千円、240千円と大きく、14年の161千円を大きく上回っている。市平均と比べ13年以前の農業者の医療費はかなり少ないことが分かる。

説明しよう。これは14年の農業者の医療費が13年以前の農業者の医療費と比べ一段と大きいということに依るものであり、こ

第2表　本庄市の後期高齢者の医療費：農業者と非農業者および市平均

	農業者(A)の医療費			非農業者(B)の医療費			A/B	本庄市
	被保険者（人）	総額（百万円）	**1人当り（千円）**	被保険者（人）	総額（百万円）	**1人当り（千円）**	**1人当り額比率**	1人当り（千円）
10年	625	380	**607**	7,872	6,815	**866**	**0.70**	847
11	695	421	**606**	7,996	7,197	**900**	**0.67**	877
12	774	493	**636**	8,072	7,379	**914**	**0.69**	890
13	852	518	**608**	8,171	7,691	**941**	**0.64**	910
14	897	655	**731**	8,258	7,515	**910**	**0.80**	892

資料　本庄市農業委員選挙人台帳、埼玉県後期高齢者医療広域連合による集計データ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

のことは14年４月１日時点で農業に従事していることが確認された人のリストを使ったことに起因している。このリストは、４月２日以降のその年度内に病気にかかり農業をやめ治療に専念したような人の医療費も含むからである。すなわち使用した14年４月１日時点の農業者リストは翌年３月までの間に農業をやめた人を含むリストになっている。他方、例えばそれ以前の13年は、13年４月１日の時点で75歳に達していない人を、基本として使っている14年４月１日農業者リストから除外して13年のリストを作成するので、13年は農業に従事した人のみ（その年度内で農業からリタイアしたり入院したりした人は含まれない）が対象になり、それらの人の医療費が集計される。その前の12年、11年、10年も同様の方法であり農業者のみを集計している。そのため、これらの年の１人当り医療費は14年と比べ少なく、しかも60数万円（61万円～64万円）に集中している。他方、14年の農業者の１人当り医療費は73万円であり、それ以前と比べて約10万円多い。これは１年の間に、４月１日の時点では農業に従事していた農業者が、年度途中で医療対象になり農業をやめた人が含まれているからである。それが約10万円だけ多い額の原因になっている。

農業を継続し75歳を超えても農業に従事する人の医療が年60数万円で済むことは13年までの数字が示しており、14年はその中から病気で農業をやめる人を含めると10万円程度のアップになることが示されている。ということは、４月初めには農業者だった者から出発すると、その後の１年間、他と同じように病気等にかかる人が含まれるが、その数は多くはなく10万円の増加にとどまっている。第２表の農業者・非農業者の大きな医療費の差ほどではないのである。

全国集計だが年齢階級別１人当り医療費も見ておこう（平成29年版厚生労働白書）。14年で70～74歳61.9万円、75～79歳77.7万円、80～84歳92.3万円である。これらと比べると本庄市の13年までの農業従事者60数万円強という１人当り医療費レベルは、この中に75歳を超え80歳以上もいるのだが、全国の年齢階級70～74歳１人当り医療費のレベルに近い。医療費から見れば10歳近く若い世代の健康状態に近い。また14年の73万円は全国の年齢階級75～79歳層の額78万円よりは少ない。現役農業者がいることで医療費が少なくなることに貢献している。

4　得られた結論と今後の課題

後期高齢者の中の自営農業者はそれまでの農業従事による生活スタイルが健康を保ち、元気に農業に従事する状態を維持させていることが推察できる。そのことが１人当り後期高齢者医療費を他の人と比較したときに大きな差をもたらす原因になっている。

ただし他の人は後期高齢者でも相当の高齢者も含み、また入院等医療費が多くかかる人達も含むので、この差がそのまま自営農業者の医療費の少なさを示しているわけではない。そのため全国平均ではあるが70

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

歳代後半に絞った年齢層全体の医療費と比較したが、自営農業者のそれはやはり少ない。また今回の集計による第２表の14年の医療費は、その１年のうちにリタイアや入院した人達も含む４月１日の時点で自営農業者であった人の医療費だが、全員自営農業者として１年を送ることができた人達のみの13、12、11、10年の医療費と比べると極めて大きな差とはいえない水準である。自営農業者はその年にリタイアや入院した人を含めてもそれによる増加額は低く、多くが元気で医療費が少ないことが明らかになった。

医療費が少ないことが実証された自営農業者について、過去の働きや生活スタイルの研究を進める必要がある。それに基づき多くの人がその方向でライフスタイルを改善すれば、後期高齢者の医療費の削減につながる。ただし同じ農業者でも雇われ農業者や定年帰農の場合はどうか、農業従事期間の長さがどう影響するかはさらなる研究が必要である。急速に増加する後期高齢者の医療費を削減するには、広く望ましい活動や生活スタイルを推奨する必要がある。その一環として医科学者による農業者のライフスタイル研究が早急に求められるところである。

（ほりぐち　けんじ）
（げんま　まさひこ）
（ぐんじ　さとし）

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(61)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(61)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(61)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(62)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定　……(62)
6. 農業協同組合　主要勘定　……(62)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定　……(64)
8. 漁業協同組合　主要勘定　……(64)
9. 金融機関別預貯金残高　……(65)
10. 金融機関別貸出金残高　……(66)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（6362）7752
ＦＡＸ 03（3351）1153

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字　「Ｐ」速報値

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2014. 10	**50,971,963**	**3,769,455**	**29,389,946**	**9,638,396**	**52,056,373**	**17,153,066**	**5,283,529**	**84,131,364**
2015. 10	**54,536,406**	**3,342,266**	**35,042,809**	**11,567,755**	**58,583,961**	**17,746,573**	**5,023,192**	**92,921,481**
2016. 10	**61,068,170**	**2,719,058**	**31,731,749**	**24,966,767**	**53,911,953**	**11,765,775**	**4,874,482**	**95,518,977**
2017. 10	**65,120,611**	**2,044,802**	**39,305,152**	**25,223,162**	**57,362,651**	**10,571,423**	**13,313,329**	**106,470,565**
2018. 10	**66,608,446**	**1,472,401**	**33,112,315**	**25,078,411**	**52,214,512**	**12,995,275**	**10,904,964**	**101,193,162**
2019. 5	65,647,431	1,171,359	33,644,245	20,146,865	52,816,139	16,934,078	10,565,953	100,463,035
6	66,913,337	1,126,477	32,617,229	21,258,432	52,837,450	17,042,985	9,518,176	100,657,043
7	66,390,057	1,089,511	32,524,016	20,957,122	52,938,538	17,558,358	8,549,566	100,003,584
8	66,186,946	1,052,440	32,100,839	20,572,848	52,098,016	17,258,105	9,411,256	99,340,225
9	65,761,395	1,015,292	37,794,545	21,438,319	55,477,654	17,492,997	10,162,262	104,571,232
10	64,861,184	978,048	34,089,854	21,563,856	53,484,338	17,759,626	7,121,266	99,929,086

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2019年10月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	55,228,360	-	2,258,318	67	3,894	-	57,490,640
水産団体	1,893,732	260	117,971	1	59	-	2,012,023
森林団体	1,911	-	5,643	1	207	-	7,763
その他会員	2,169	-	22,032	-	-	-	24,201
会員計	57,126,172	260	2,403,965	69	4,161	-	59,534,627
会員以外の者計	528,567	13,376	396,687	86,156	4,298,157	3,617	5,326,558
合計	**57,654,739**	**13,636**	**2,800,652**	**86,224**	**4,302,318**	**3,617**	**64,861,185**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。　2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計　401,349百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2019年10月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	1,900,277	105,135	142,786	-	2,148,198
	開拓団体	-	7	-	-	7
	水産団体	39,024	2,845	9,382	20	51,272
	森林団体	2,113	1,476	3,232	2	6,823
	その他会員	-	600	20	-	620
	会員小計	1,941,414	110,064	155,420	22	2,206,920
	その他系統団体等小計	130,689	9,709	48,296	-	188,694
	計	2,072,103	119,773	203,716	22	2,395,614
関連産業		3,927,180	41,449	826,499	2,069	4,797,197
その他		10,378,003	7,667	181,144	-	10,566,815
合計		**16,377,286**	**168,889**	**1,211,359**	**2,091**	**17,759,626**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

4. 農林中央金

（貸方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2019. 5	8,034,573	57,612,858	65,647,431	22,980	1,171,359
6	8,942,362	57,970,975	66,913,337	32,980	1,126,477
7	8,703,401	57,686,656	66,390,057	5,000	1,089,511
8	8,315,648	57,871,298	66,186,946	32,980	1,052,440
9	8,170,858	57,590,537	65,761,395	22,980	1,015,292
10	7,205,551	57,655,633	64,861,184	-	978,048
2018. 10	8,736,838	57,871,608	66,608,446	-	1,472,401

（借方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2019. 5	108,471	20,038,393	52,816,139	10,426,160	9,302	-	156,875
6	25,598	21,232,833	52,837,450	10,383,504	9,537	-	161,429
7	82,867	20,874,255	52,938,538	10,368,820	9,543	-	169,102
8	86,232	20,486,616	52,098,016	10,499,904	10,223	-	166,853
9	82,276	21,356,042	55,477,654	10,821,636	5,213	-	152,282
10	30,874	21,532,981	53,484,338	10,691,667	5,651	-	168,889
2018. 10	31,299	25,047,111	52,214,512	10,662,171	1,674	-	168,444

（注） 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信用農業協同組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2019. 5	66,540,141	65,474,035	1,046,990	2,162,748	2,080,033
6	67,737,379	66,446,982	1,055,954	2,287,593	2,083,152
7	67,571,983	66,317,827	1,065,068	2,287,594	2,090,569
8	67,893,063	66,529,665	1,077,798	2,287,593	2,091,667
9	67,419,941	66,303,063	1,139,256	2,288,478	2,114,072
10	67,567,984	66,358,788	1,237,080	2,288,479	2,114,072
2018. 10	66,833,627	65,605,297	1,441,221	2,051,883	1,976,207

（注） 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農業協同組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2019. 4	37,097,411	66,614,422	103,711,833	652,781	564,194
5	36,619,063	66,801,398	103,420,461	668,126	579,526
6	37,295,487	67,558,606	104,854,093	682,137	594,257
7	36,805,170	67,758,187	104,563,357	702,293	614,672
8	37,344,113	67,595,846	104,939,959	685,586	595,374
9	37,190,857	67,193,757	104,384,614	701,307	610,866
2018. 9	35,188,877	68,282,196	103,471,073	651,166	532,868

（注） 1 貯金のうち当座性は当座･普通･貯蓄･通知･出資予約･別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金･譲渡性貯金･定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
50,000	1,702,655	4,040,198	27,828,412	100,463,035
-	2,482,750	4,040,198	26,061,301	100,657,043
-	2,347,140	4,040,198	26,131,678	100,003,584
-	2,288,454	4,040,198	25,739,207	99,340,225
-	2,166,311	4,040,198	31,565,056	104,571,232
-	2,184,192	4,040,198	27,865,464	99,929,086
-	2,321,662	3,480,488	27,310,165	101,193,162

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
15,586,647	1,188,348	2,206	16,934,078	862,129	9,694,523	100,463,035
15,696,821	1,181,864	2,869	17,042,985	1,221,829	8,286,811	100,657,043
16,238,036	1,148,943	2,276	17,558,358	672,054	7,867,969	100,003,584
15,963,861	1,124,971	2,418	17,258,105	1,678,566	7,722,467	99,340,225
16,181,760	1,157,104	1,850	17,492,997	607,379	9,549,671	104,571,232
16,377,286	1,211,359	2,091	17,759,626	172,983	6,942,633	99,929,086
11,704,903	1,120,526	1,400	12,995,275	490,000	10,413,291	101,193,162

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
74,783	44,373,821	44,313,832	50,000	1,119,912	18,338,701	7,665,909	1,766,583
69,920	45,591,962	45,547,377	85,000	1,135,067	18,337,587	7,722,443	1,800,771
72,688	45,126,822	45,079,235	40,000	1,138,851	18,485,393	7,761,873	1,793,110
68,720	45,280,163	45,235,279	25,000	1,155,075	18,564,315	7,828,066	1,780,604
73,467	44,779,129	44,725,891	50,000	1,163,517	18,712,669	7,843,684	1,780,512
71,860	44,570,121	44,510,912	70,000	1,172,721	19,003,875	7,972,104	1,805,010
64,739	44,821,712	44,768,227	20,000	1,009,002	18,644,943	7,770,922	1,935,626

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
519,586	78,972,929	78,719,414	3,878,191	1,438,144	21,723,137	155,158	613
436,577	78,637,410	78,380,793	3,831,522	1,397,465	21,862,610	155,945	613
434,685	80,111,959	79,880,439	3,791,556	1,356,672	21,892,219	155,205	613
446,878	79,746,378	79,531,430	3,823,174	1,357,820	21,942,640	155,074	609
443,332	80,080,536	79,878,858	3,801,625	1,336,706	21,970,787	155,340	609
420,386	79,563,536	79,358,074	3,837,403	1,348,186	21,955,958	155,212	609
412,615	78,597,348	78,336,915	4,097,020	1,653,488	21,871,659	163,789	648

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2019．7	2,427,737	1,722,142	41,166	55,987	18,625	1,947,605	1,930,661	77,997	450,066
8	2,411,815	1,712,219	41,166	56,289	17,945	1,933,135	1,915,276	78,370	452,301
9	2,398,782	1,703,247	41,666	56,306	17,634	1,917,486	1,900,005	77,320	449,995
10	2,417,926	1,729,167	41,666	54,109	18,402	1,929,859	1,914,613	78,829	452,791
2018．10	2,497,571	1,782,791	35,467	55,909	16,866	2,006,072	1,986,980	83,063	469,381

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2019．5	761,148	415,115	80,275	56,283	98,643	5,951	762,805	755,182	-	139,883	5,408	76
6	760,669	415,951	80,653	57,177	98,345	5,590	757,613	749,984	-	142,340	5,401	75
7	758,733	412,614	81,386	57,086	98,429	6,805	755,607	747,945	-	140,664	5,286	75
8	751,514	410,586	82,067	57,373	98,863	6,120	752,243	744,615	-	139,460	5,221	75
2018．8	767,000	422,524	84,837	60,403	98,810	5,878	763,569	754,864	400	146,704	6,308	76

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円、%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2016. 3**	**959,187**	**597,361**	**3,235,087**	**2,482,863**	**642,280**	**1,347,476**	**195,607**
	2017. 3	**984,244**	**622,288**	**3,433,657**	**2,543,180**	**657,873**	**1,379,128**	**199,392**
	2018. 3	**1,013,060**	**648,140**	**3,593,112**	**2,620,107**	**668,302**	**1,409,772**	**203,399**
	2018. 10	1,039,721	668,336	3,667,003	2,619,863	649,187	1,434,996	206,130
	11	1,039,200	666,810	3,702,540	2,625,252	649,227	1,431,085	205,796
	12	1,047,216	675,163	3,659,640	2,651,511	656,383	1,445,832	207,742
	2019. 1	1,040,815	669,697	3,681,835	2,627,018	647,706	1,433,349	206,660
	2	1,040,924	669,291	3,672,328	2,632,686	649,210	1,438,602	207,143
	3	1,032,245	664,436	3,755,950	2,681,866	655,093	1,434,772	207,220
	4	1,037,118	667,315	3,778,018	2,732,368	618,281	1,447,279	208,293
	5	1,034,205	665,401	3,797,306	2,719,714	612,439	1,436,614	207,441
	6	1,048,541	677,374	3,711,756	2,747,926	621,244	1,455,665	210,223
	7	1,045,634	675,720	3,746,166	2,716,895	616,001	1,448,201	209,840
	8	1,049,400	678,931	3,722,531	2,730,467	619,573	1,452,594	211,193
	9	1,043,846	674,199	3,767,275	2,714,929	617,796	1,455,694	211,804
	10	P 1,049,285	675,680	3,793,768	2,712,637	616,096	1,453,635	…
前年同月比増減率	**2016. 3**	**2.4**	**2.8**	**5.5**	**2.1**	**1.5**	**2.1**	**1.8**
	2017. 3	**2.6**	**4.2**	**6.1**	**2.4**	**2.4**	**2.3**	**1.9**
	2018. 3	**2.9**	**4.2**	**4.6**	**3.0**	**1.6**	**2.2**	**2.0**
	2018. 10	2.8	3.4	4.6	2.9	△2.0	1.7	1.6
	11	2.7	3.1	4.3	2.8	△2.0	1.7	1.7
	12	2.4	3.1	4.9	2.6	△2.1	1.7	1.6
	2019. 1	2.3	3.0	4.1	2.5	△2.3	1.6	1.6
	2	2.1	2.8	3.6	2.5	△2.2	1.7	1.7
	3	1.9	2.5	4.5	2.4	△2.0	1.8	1.9
	4	1.8	2.0	2.8	4.4	△8.1	1.7	1.8
	5	1.7	1.8	2.5	3.2	△5.4	1.3	2.0
	6	1.5	1.8	2.4	3.5	△5.2	1.5	2.2
	7	1.3	1.5	2.6	3.3	△5.1	1.4	2.3
	8	1.2	1.6	2.3	3.8	△4.6	1.4	2.6
	9	0.9	1.4	3.2	2.9	△5.6	1.2	2.4
	10	P 0.9	1.1	3.5	3.5	△5.1	1.3	…

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
5 第二地方銀行の計数は、2018年5月末以降2019年3月末までは、八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併できらぼし銀行（地方銀行）が発足したことにより41行から40行の合計となり、2019年4月末以降は、関西アーバン銀行、近畿大阪銀行の合併で関西みらい銀行（地方銀行）が発足したことにより39行の合計となっている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円、%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2016. 3**	**206,362**	**51,472**	**1,853,179**	**1,846,204**	**487,054**	**673,202**	**102,887**
	2017. 3	**203,821**	**52,646**	**1,846,555**	**1,918,890**	**502,652**	**691,675**	**106,382**
	2018. 3	**204,568**	**55,875**	**1,816,884**	**1,996,811**	**519,071**	**709,635**	**110,695**
	2018. 10	205,664	58,353	1,889,797	2,043,927	506,358	709,355	112,404
	11	205,864	58,479	1,903,510	2,053,387	507,725	709,807	112,807
	12	205,476	59,030	1,926,110	2,066,818	513,140	717,720	113,969
	2019. 1	205,385	59,183	1,905,754	2,063,867	510,567	712,377	113,415
	2	205,845	59,204	1,901,677	2,066,476	511,582	711,919	113,694
	3	207,386	59,768	1,934,688	2,082,899	517,558	719,838	114,920
	4	206,996	59,162	1,937,863	2,122,716	474,916	714,863	114,518
	5	208,383	58,993	1,918,619	2,125,737	473,800	711,945	114,492
	6	208,850	59,217	1,926,734	2,134,817	476,617	714,787	114,792
	7	209,442	59,688	1,917,393	2,140,278	476,457	713,592	114,885
	8	209,859	60,475	1,911,774	2,146,976	477,498	715,636	115,450
	9	209,964	60,632	1,926,617	2,152,414	479,237	719,968	116,179
	10	P 210,713	61,671	1,915,480	2,154,842	478,288	716,750	…
前年同月比増減率	**2016. 3**	**△1.7**	**△1.2**	**1.3**	**3.5**	**3.5**	**2.3**	**2.8**
	2017. 3	**△1.2**	**2.3**	**△0.4**	**3.9**	**3.2**	**2.7**	**3.4**
	2018. 3	**0.4**	**6.1**	**△1.6**	**4.1**	**3.3**	**2.6**	**4.1**
	2018. 10	0.8	7.4	5.1	4.9	△0.0	1.7	3.9
	11	1.0	7.8	5.8	4.9	△0.2	1.7	3.9
	12	1.1	7.4	6.1	4.6	△0.4	1.5	3.9
	2019. 1	1.1	7.6	5.3	4.7	△0.4	1.4	3.8
	2	1.2	7.9	5.7	4.7	△0.3	1.3	3.8
	3	1.4	7.0	6.5	4.3	△0.3	1.4	3.8
	4	1.5	8.1	2.4	6.6	△7.9	1.4	3.9
	5	1.7	7.3	2.1	5.8	△5.2	1.2	3.7
	6	1.8	6.3	1.5	5.6	△5.3	1.0	3.3
	7	1.8	6.8	1.4	5.6	△5.3	0.9	3.3
	8	1.9	7.0	1.5	5.7	△5.1	1.1	3.5
	9	1.9	6.2	1.0	5.3	△5.7	0.8	3.1
	10	P 2.5	5.7	1.4	5.4	△5.5	1.0	…

（注） 1 表9 （注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
4 第二地方銀行の計数は、2018年5月末以降2019年3月末までは、八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併できらぼし銀行（地方銀行）が発足したことにより41行から40行の合計となり、2019年4月末以降は、関西アーバン銀行、近畿大阪銀行の合併で関西みらい銀行（地方銀行）が発足したことにより39行の合計となっている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年３月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2019年12月20日現在、掲載情報タイトル4,277件）

URL : http://www.quake-coop-japan.org/

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。
送り先　〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－27－11　農林中金総合研究所
FAX　０３－３３５１－１１５９
Eメール　norinkinyu @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020年1月号第73巻第1号〈通巻887号〉1月1日発行

編　集
株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700
編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159
URL : https://www.nochuri.co.jp/

発　行
農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所
永井印刷工業株式会社

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/